

利用案内（令和7年度）

【幼稚園・認定こども園・保育所・

小規模保育事業所・事業所内保育事業所】



©和光市

和光市役所 保育サポート課 入所相談担当

〒351-0192 和光市広沢1-5 4階

TEL 048-424-9130 FAX 048-464-1926

E-mail d0700@city.wako.lg.jp

和光市ホームページアドレス <http://www.city.wako.lg.jp/>

《もくじ》

【重要】令和6年度利用案内からの変更点について ・・・・・・・・	2
幼稚園の利用について ・・・・・・・・	4
【1】 幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）について・・・・・・・・	5
【2】 幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）への入園について・・・・・・・・	6
【3】 教育・保育給付認定申請に必要な書類・・・・・・・・	7
【4】 施設等利用給付認定申請に必要な書類・・・・・・・・	7
【5】 幼稚園の利用料と預かり保育の利用料について・・・・・・・・	11
【6】 施設等利用費の償還払い請求について・・・・・・・・	13
保育所・認定こども園（保育所枠）・小規模保育事業所等 の利用について（年齢早見表） ・・・・・・・・	16
【1】 申込期限・・・・・・・・ （令和7年度4月一次申請における受付方法の変更・ 申込の注意事項・申込のQ&A・入所予約事業）	17
【2】 申込に必要な書類・・・・・・・・	29
【3】 利用調整（審査）について・・・・・・・・	32
【4】 和光市外の保育施設を申し込む場合・・・・・・・・	33
【5】 市外から和光市の保育所を申し込む場合・・・・・・・・	34
【6】 利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・	36
【7】 利用者負担額（保育料）助成について・・・・・・・・	39
【8】 利用者負担額（保育料）の減免制度について・・・・・・・・	40
【9】 食材料費の徴収について・・・・・・・・	42
【10】 教育・保育給付認定について・・・・・・・・	43
【11】 保育施設等について（連携施設について）・・・・・・・・	55
【12】 保育時間について・・・・・・・・	61
【13】 時間外保育について・・・・・・・・	61
【14】 チャレンジド保育について・・・・・・・・	62
【15】 その他の子ども・子育て支援について・・・・・・・・	63
【16】 保育施設での生活について・・・・・・・・	67
【17】 保育の必要性の基準について補足説明と指数表・・・・・・・・	69

【重要】令和6年度利用案内からの変更点について

- 1 申込時の注意事項・Q&Aの内容を修正しました
(20～27ページ)
- 2 市内認可保育施設の情報について修正しました
(55～58ページ)
- 3 入所予約事業についての内容を修正しました
(28ページ)

変更点については、必ずご確認ください、ご不明な点等ございましたら
保育サポート課までお問い合わせください。



©和光市

幼稚園の利用について

【1】幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）について

●幼稚園（認定こども園）の種類

	新制度移行幼稚園	未移行幼稚園（従来）	認定こども園（幼稚園枠）
根拠法令	学校教育法 子ども・子育て支援法	学校教育法	就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に 関する法律
給付対象者	教育・保育給付 （1号認定）	施設等利用給付 （1号・2号・3号認定）	教育・保育給付 （1号認定）
預かり保育 給付対象者	施設等利用給付 （2号・3号認定）		

※新制度とは、平成27年度以降の子ども・子育て支援新制度をいい、
幼児教育・保育の無償化と直接の関係はありません。

※以下の説明では、「幼稚園」という言葉の中に、認定こども園を1号認定（幼稚園枠）で利用する場合も含まれます。

ちょこっとQ&A

Q.市外の幼稚園へ行ってもいいの？

A.幼稚園は市外の幼稚園も自由にお申し込みできます。幼児教育・保育無償化も同様に対象となります。現在和光市民の幼稚園利用者のうち市外の幼稚園利用者は約35%です。

Q.1号・2号・3号ってなに？

A.1号は保育事由に該当しない3歳～5歳の認定区分

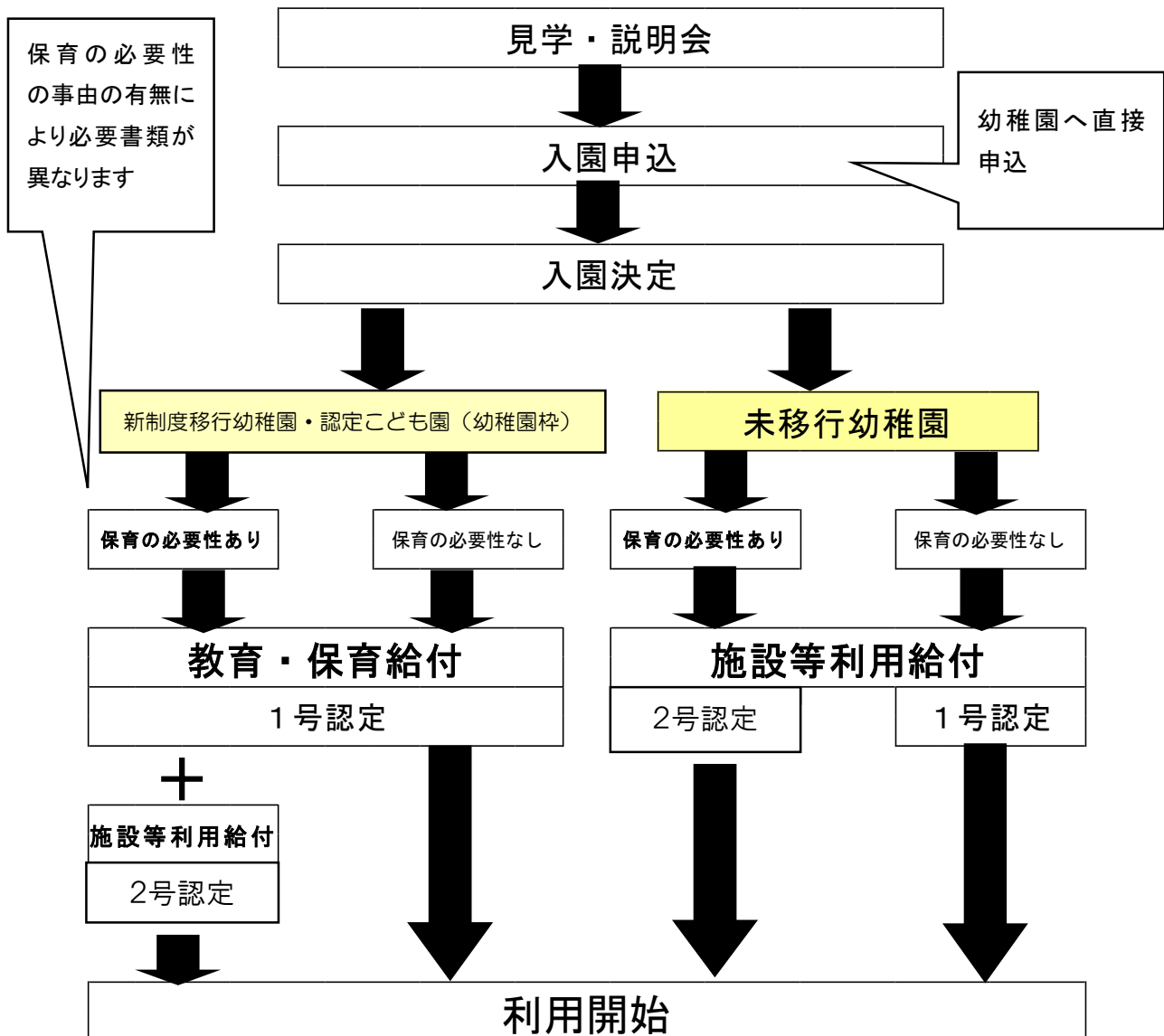
2号は保育事由に該当する3歳～5歳の認定区分

3号は保育事由に該当する0歳～満3歳の認定区分



【2】幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）への入園について

- ① 幼稚園等へ入園を希望する場合、各幼稚園等にて見学・説明会を開催しています。事前にご確認ください。
- ② 幼稚園等に直接入園申込をしてください。
- ③ 入園が決定したら、幼稚園等より認定に必要な書類が渡されます。必要事項等を記入し幼稚園等へ提出してください。
（保育の必要性がある場合は、別途保育の必要性が確認できる書類が必要です。保育の必要性については、9ページをご参照ください。）



【3】 教育・保育給付認定申請に必要な書類

新制度移行幼稚園等（認定こども園（幼稚園枠）含む。以下同じ）を利用する方のみ提出が必要となります。

①教育・保育給付認定（変更）申請書

【4】 施設等利用給付認定申請に必要な書類

未移行幼稚園を利用する方はⅠのみ、保育の必要性があり幼稚園の預かり保育を利用する方（新制度移行幼稚園等含む）はⅠ・Ⅱの提出が必要となります。

次の「Ⅰ」・「Ⅱ」に該当する書類をご提出ください。

「Ⅰ」 申請書類

施設等利用給付認定の申請に必要な書類として次の①～③をご提出ください。

- ① 施設等利用給付認定（変更）申請書 兼 教育・保育給付認定変更申請書
- ② 保育所等利用申込等の不実施に係る理由書（保育所等の利用申込をしていない方のみ必要）
- ③ マイナンバー提供について（和光市に住民票がある方は提出不要）
（１）「マイナンバー確認書類」と（２）「本人確認書類」をお持ちください。

	必要書類		
（１）マイナンバー確認書類	個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	いずれか１点	世帯全員分
（２）本人確認書類	個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等	いずれか１点	来庁者のみ
	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等	いずれか２点	

※番号確認と本人確認が併せてできるのは、個人番号カードのみです

幼稚園（新制度未移行）・特別支援学校幼稚部のみを利用する方へ【１号認定】

保育の必要性がなく、幼稚園（新制度未移行）・特別支援学校幼稚部のみを利用する場合は、次に掲げる「Ⅱ」の保育を必要とする状況を証明する書類は必要ありません。上記「Ⅰ」をご提出ください。

「Ⅱ」 保育を必要とする状況を証明する書類

保育を必要とする状況を証明する書類として次の①～⑩の保護者の状況に応じた必要書類をご提出ください。（P9の保育の必要性事由に該当しない場合は提出不要）

※保護者それぞれの書類が必要です。

※保育を必要とする状況が複数ある場合はそれぞれの書類の提出が必要です。

※令和７年４月１日時点で、１８歳以上６５歳未満の同居の世帯員がいる場合は、その方の保育を必要とする状況を証明する書類が必要となります。

※学童クラブと併願する場合で、次の①・②・③・④・⑤・⑥・⑨に該当する場合は、学童クラブ申請時にコピー提出可。

※①～⑨に該当せず、⑩にのみ該当する方は保育の必要性事由に該当しません。

保護者の状況	必要書類	備考	チェック欄	
			父	母
①就労 (育休中の方含む)	①就労(予定)証明書(必須) シフト勤務の方のみ(必須)↓ ②直近4週間の就労実績表又はシフト表を3か月分	①は必須 ※就労証明書の有効期間は、申請日より3か月以内の証明日が有効となります。	☐	☐
②就労 (自営業・個人事業主)	①就労(予定)証明書(必須) ②直近の確定申告書の写し ③営業許可証 ④会社登記簿謄本 ⑤その他営業の事実が確認できる書類 シフト勤務の方のみ(必須)↓ ⑥直近4週間の就労実績表又はシフト表を3か月分	①は必須 ※就労証明書の有効期間は申請日より3か月以内の証明日が有効となります。 ②～⑤はいずれか一つ	☐	☐
③妊娠出産	①出産予定表 ②母子手帳の写し(氏名記載箇所及び出産予定日の記載箇所)	①と②はともに必須	☐	☐
④傷病	保育の要否に係る診断書(保護者用)	和光市指定様式に限ります。 ※原則、診断書の有効期間は、申請日より3か月以内の証明日が有効となります。	☐	☐
⑤障害	①身体障害者手帳(4級以上)の写し ②精神障害者保健福祉手帳(3級以上)の写し ③療育手帳(C以上)の写し ④保育の要否に係る診断書(保護者用)	①～④のいずれか一つ ※原則、診断書の有効期間は、申請日より3か月以内の証明日が有効となります。	☐	☐
⑥介護	①介護状況申告書(必須) ②被介護者の診断書 ③身体障害者手帳の写し又は精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し ④介護保険証の写し ⑤重度心身障害者医療費受給者証の写し ⑥入院計画書	①は必須 ②～⑥については該当するものすべて提出が必要	☐	☐
⑦災害復旧	災害復旧に従事していることが証明できる書類等		☐	☐
⑧求職活動	①求職活動申告書(必須) ②ハローワーク受付票(必須) ③求職活動の活動状況がわかる書類 ④雇用保険受給資格者証の写し	②～④は該当するものすべて提出が必要 ※これから求職活動を行う方についてもハローワーク受付票は必須です。 <u>※左記の書類により求職活動の活動状況が確認できない場合は、認定を受けることができません。</u>	☐	☐
⑨就学	①在学証明書など在学习期間がわかる書類(合格通知の写し等)※ ₁ ②時間割表等※ ₂	①と②は必須 ※ ₁ 学生証の写しでも可 ※ ₂ 就学している曜日・時間がわかる書類。	☐	☐
上記と併せて以下の世帯状況の方は、ご提出ください。(上記の事由に該当せず、ひとり親世帯の場合は保育の必要性事由に該当しません。)				
⑩ひとり親世帯の場合	①ひとり親の申立書 ②離婚受理証明書/戸籍謄本/ひとり親家庭等医療費受給者証いずれかの写し ③離婚協議又は調停中等であることの書類	③は協議中・調停中の場合のみ提出してください。	☐	☐

無償化の対象となる【保育の必要性の認定】

保育所・認定こども園・地域型保育事業所（P55参照）、企業主導型保育事業を利用していない児童で、幼稚園の預かり保育・認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）を利用した場合の利用料が無償化の対象となるためには、「保育を必要とする子ども」であるという、「**保育の必要性の認定**」（施設等利用給付認定2号認定または3号認定）を受ける必要があります。次に掲げる認定事由に該当しない場合は、無償化の対象外となります。

【保育の必要性の認定事由】

●保育の必要性の認定事由及び認定期間

和光市では、就学前の子どものうち、**その保護者のいずれもが**、次に掲げるいずれかの事由に該当するとき、「保育を必要とする子ども」であると認定します。

事由	概要	認定期間
① 就労	1か月当たり48時間以上の労働に従事しており、かつ、1日4時間以上、月12日以上就労していること	左記に該当する間
② 妊娠	妊娠していること	妊娠している間
③ 出産	出産前後であること	出産月と、出産をした日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
④ 疾病	保護者が医師の診断により1か月以上の治療を要する疾病又は負傷の状態であり、かつ、保護者が自ら保育を行うことが困難な状態にあること	左記に該当する疾病・負傷にあって、医師等の診断により治療に要する期間
⑤ 障害	次のいずれかに該当し、かつ保護者が自ら保育を行うことが困難な状態にあること - 身体障害者手帳の交付を受けている、又は4級以上の障害を有していること - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、又は3級以上の障害を有していること - 埼玉県療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受けている、又はC以上の障害を有すること	左記に該当する間

⑥ 介護	次のいずれかに該当すること ・ 疾病若しくは負傷により常時寝たきりとなっている者又は重度心身障害者を自宅において月１２日以上介護していること ・ 疾病若しくは負傷している者又は重度心身障害者が通院・通所し又は入院するための付添いを１週当たり３日以上行っていること	左記に該当する間
⑦ 災害復旧	災害の復旧作業に従事していること	左記に該当する間
⑧ 求職活動	次のいずれかに該当すること ・ 雇用保険法に規定する失業の状態にあり、基本手当の支給を受けていること ・ 継続的に企業等の求人に応募している又は企業等が実施する雇用に関する説明を受けていること ・ 起業又は事業を継承するための準備を行っていること	原則、事由発生日の翌日から２か月間
⑨ 就学	次のいずれかに該当する施設において、１日４時間以上、かつ、月１２日以上就学又は訓練をしている状態にあること ・ 学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これに準ずる教育施設 ・ 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校又は特定求職者に対して職業訓練を行う施設	左記に該当する間
⑩ 育児休業 (在園児以外の育児休業に限る)	育児休業に入る前に児童が在園（在園中に転園する場合を含む）、かつ、既に保育の必要性の認定を受けていて、育児休業中に家庭で必要な保育を行うことが困難な状態にあること	次に掲げる期間のうち、短い期間 ・ 育児休業期間の終了日の属する月の末日までの期間 ・ 育児休業に係る子どもが満１歳に達する日の属する年度の翌年度の４月３０日までの期間
⑪ その他	その他、保護者が保育できない事情がある場合	市長が認める期間

【5】 幼稚園の利用料と預かり保育の利用料について

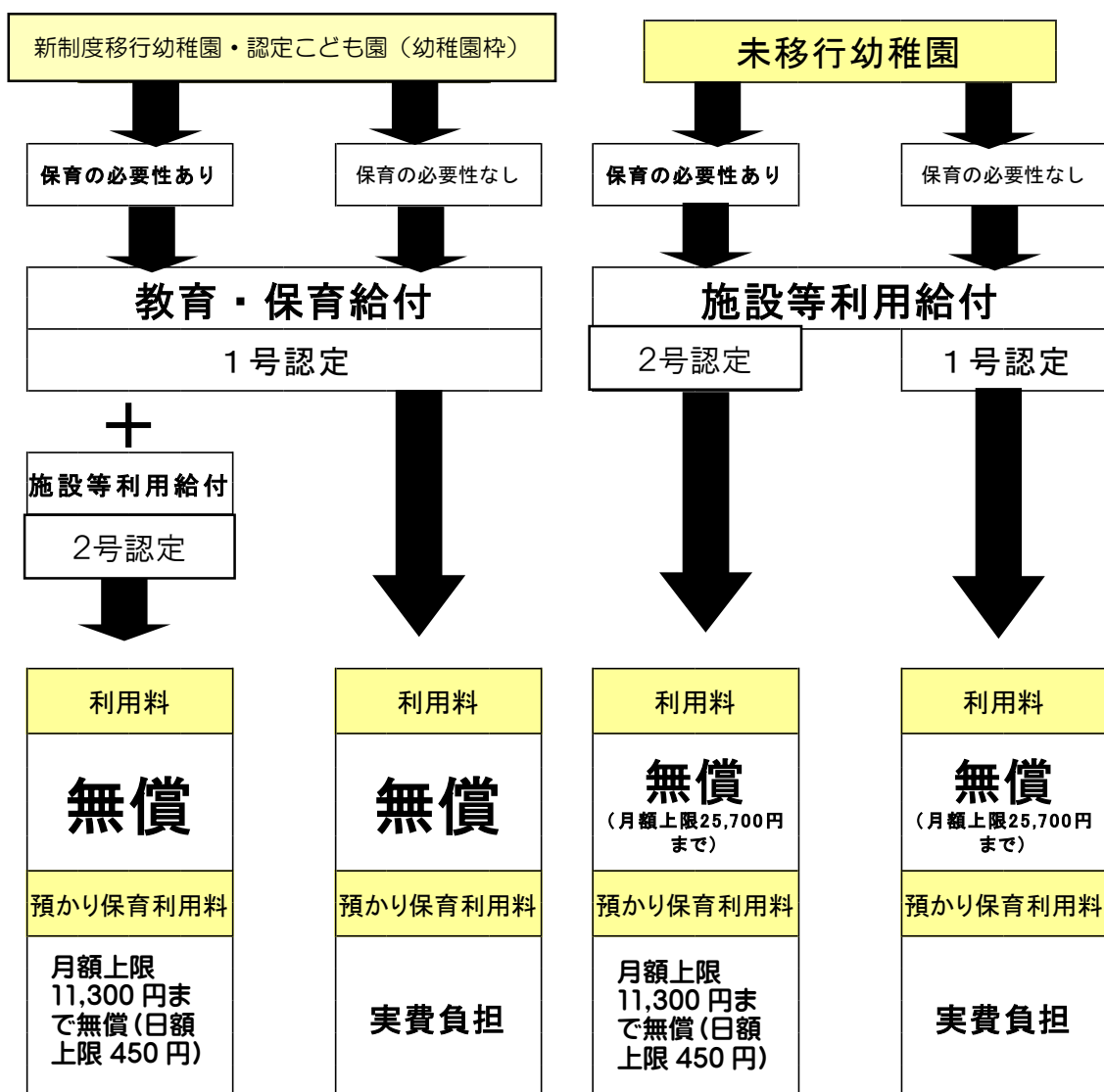
幼児教育・保育無償化により、3歳から小学校就学前までの期間の幼稚園の利用料が無償となりました。

未移行幼稚園については、月額上限 25,700 円までが無償となります。

また、幼稚園の利用料に加え、預かり保育についても「保育の必要性」の認定を受けた方は月額上限 450 円（月額上限 11,300 円）まで無償となります。

※幼稚園は満3歳から無償化の対象となります。（左記の場合、預かり保育は非課税世帯のみ無償）

※バス送迎費や食材料費、行事費等については実費負担となります。



※月額上限額を超える未移行幼稚園を利用の方は、超える分については実費負担となります。

① 幼稚園と認可外保育施設等を利用する場合

保育の必要性のある児童が幼稚園と認可外保育施設を利用する場合、幼稚園利用料及び幼稚園の預かり保育事業については合わせて月額3.7万円(2.57万円+1.13万円)(0歳から2歳児の非課税世帯は4.2万円)を上限に無償化の対象となります。これに加え、認可外保育施設等も利用する場合は、下記の要件を満たす場合、無償化の対象となります。

認可外保育施設等とは

認可外保育施設の他、一時保育事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業。

和光市では、無償化の対象となる認可外保育施設等について、国が定める指導監督基準を満たす施設に限定しています。基準に満たない施設を利用した場合は無償化の対象外です。

具体的には、在籍する幼稚園が提供する預かり保育事業が以下のいずれかに該当する場合は、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となります。なお、その際の補助上限額は、幼稚園の預かり保育事業と認可外保育施設等の利用を併せて月額11,300円までとなります。

- ①教育時間を含む平日の預かり時間が8時間未満
- ②預かり保育の実施日数が年間200日未満

市外幼稚園利用者
も同様の扱い

② 幼稚園の預かり保育と施設等利用給付の考え方

預かり保育事業の給付の適正を図るため、施設等利用給付の算定については実際の預かり保育事業の利用日数に応じた計算をすることとなり、以下の計算式と預かり保育事業の利用料として園に支払った実際の金額と比べて少ない方を施設等利用給付額とします。

具体的な計算式は、以下のとおりです

利用日数(A)×日額単価(450円)=B円(上限額は11,300円)

【例】

①預かり保育事業の利用料として園に支払った金額 10,000円

②支給限度額

20日(利用日数)×450円(日額単価) = 9,000円

①と②を比べて少ない方になるため、施設等利用給付の給付額(無償化対象額)は9,000円

【6】 施設等利用費の償還払い請求について

施設等利用給付認定を受けた児童で、幼稚園、幼稚園の預かり保育事業、その他認可外保育施設等に係る利用料を各幼稚園、施設等へお支払いした場合、施設等利用費を以下のとおり請求することができます。

また、請求手続きは現物給付または償還払いという方法により行われます。手続き方法は施設により異なりますので、各施設にご確認ください。

- ①現物給付：市と施設とで請求処理を行います。上限月額までは無償となり、それを上回る場合は差額分を施設へ直接お支払いください。
- ②償還払い：保護者が施設に支払った利用料を、保護者の請求に基づき、和光市が保護者に支給いたします。償還払いの方法については、下記をご参照ください。

償還払い方法について

① 施設から受け取る書類

- (1) 領収証（利用月分）
- (2) 提供証明書（利用月分）

② 市への請求に必要な書類

以下の(1)～(3)は必ずご提出ください。(4)・(5)・(6)は該当する場合にご提出ください。

- (1) 施設等利用費請求書（利用月ごとに1枚提出必要）
（振込先の口座名義は請求者（保護者）と同じものに限る）
- (2) 領収証（原本）
- (3) 提供証明書（原本）
- (4) 振込口座を確認できる通帳やカードのコピー（初回請求時もしくは振込口座を変更する場合のみ）
- (5) 入園料の領収証等（今年度分の幼稚園の入園料を支払った場合のみ）
- (6) 援助活動報告書（ファミリー・サポート・センター事業利用者のみ）

※複数の施設・サービスをご利用の場合は、月ごと、各施設・サービスごとに領収証等と施設等利用費請求書をまとめてご提出ください。

③ 請求書等の提出先

〒351-0192
和光市広沢1-5
和光市子どもあんしん部保育サポート課
※郵送も可（必要書類を揃えて送付してください）

④ 請求時期と支払い時期

請求は原則として、利用した月が属する年度中にご請求ください。

ただし、2月分、3月分の請求については、領収書等の発行時期の都合上、年度内での請求が困難な場合もありますので、翌年度の4月中までをお願いします。

なお、次年度になってしまっても請求はできますが、施設の利用から2年以上経過した場合、請求できなくなってしまうので、お早めにご請求ください。

支払い時期については、ご請求いただいた日より内容を審査の上、速やかにお支払いいたしますが、請求後1か月～2か月お時間がかかる場合があります。

【施設等利用給付認定内容に変更が生じた場合】

認定内容に変更があった場合は、認定変更申請が必要となります。
保護者様より変更に係る書類を提出いただいた上、認定変更を行います。

① 認定変更申請が必要な方

保護者の保育の利用を必要とする事由に変更が生じる場合

② 変更申請に係る必要書類

- (1) 施設等利用給付認定（変更）申請書 兼 教育・保育給付認定変更申請書（市窓口又はHPより取得可）
- (2) 変更となった事由を証明する書類（事由に応じ、下表のとおり）

変更内容	必要書類（9 ページと同じ）
就労	(1) 就労（予定）証明書 (2) シフト表（シフト勤務の場合） (3) 勤務開始証明書（就労開始より前に就労（予定）証明書を提出した場合）
妊娠・出産	(1) 出産予定表 (2) 母子手帳のコピー（表紙及び出産予定日記載ページ）
育児休業	(1) 育児休業証明書
疾病・障害	以下のいずれか一つ提出が必要 (1) 和光市指定様式による診断書 （加療期間と保育状況が記載されたもの） (2) 障害者手帳等の写し
介護	(1) 介護状況申告書 (2) 障害者手帳等/診断書/入院計画書/重度心身障害者医療受給者証の写し
災害復旧作業	災害復旧に従事していることを証する書類
求職活動	(1) 求職活動申告書 (2) ハローワーク受付票の写し (3) 求職活動の活動状況がわかる書類 (4) 雇用保険受給資格者証の写し
就学	(1) 入学証明書/在学証明書の写し (2) 時間割 (3) 学生証の写し
結婚/離婚等による世帯構成変更	《結婚》 (1) 新たに世帯員となった方の保育を必要とする事由の必要書類 《離婚》 (1) ひとり親であることの申立書 (2) 離婚受理証明書/戸籍謄本/ひとり親家庭等医療費受給者証いずれかの写し (3) 離婚協議又は調停中であることがわかる書類の写し（離婚協議中又は調停中の場合）

※必要書類は、市役所窓口又は市HPより取得できます。

（市内幼稚園へ在園する場合は幼稚園でも取得可）

③提出場所

和光市保育サポート課

※市内幼稚園へ在園する児童については、幼稚園へ提出可

④申請提出期限

原則 変更の原因となる事由が判明した時点での事前申請となります。(このため、求職活動中の場合で、採用予定で変更申請書＋就労証明書を提出した場合は、就労開始後に勤務開始証明書を追加で提出いただきます)
※例外は認められない場合がありますので、事前申請をお願いいたします。

⑤認定変更の効力

原則 変更申請書もしくは必要書類が提出された日、又は保育の必要性の事由が発生した日のどちらか遅い日から

※「提出日」＝市役所窓口又は幼児教育施設の受理日

例1：求職中だったが、6月15日から就労の旨の申請を5月31日に受理→**効力発生日**6月15日

例2：求職中だったが、5月1日から就労を開始する旨の申請を5月15日に受理→**効力発生日**5月15日

例外 認定事由の更新については事由の発生日から

例1：7月末日で就労の契約期間が満了、8月1日より同じ職場にて契約更新し、申請を8月5日に受理→**効力発生日**8月1日～

認定期間8月1日～契約期間満了まで

例2：上記例1で退職前の7月25日に申請を受理→**効力発生日**8月1日～
認定期間8月1日～契約期間満了まで

⑥認定期間

事由に応じて、認定期間（在園可能期間）が異なります。期間は次の表のとおりです。

認定事由	認定期間
就労	雇用期間終了日まで
妊娠・出産	出産日から起算して8週間が経過した日の翌日が属する月の月末
育児休業	次のうち、いずれか早い日まで。 ・育児休業日の終了日の属する月の月末 ・育児休業対象児童が満1歳に達する日の属する年度の翌4月30日
疾病・障害	診断書又は障害者手帳の有効期限日まで ※診断書に加療期間の記載ない場合は、診断書発行時から1年間。
介護	介護状況終了まで（障害者手帳等/診断書/入院計画書等、添付書類の有効期限で判断）
求職活動	退職日の翌日から起算して2ヶ月が経過する日まで
就学	在学期間終了まで

※いずれも就学前が認定期間の最長となります。



©和光市

保育所・認定こども園（保育所枠）・ 小規模保育事業所等

保育園

令和 7（2025）年度保育実施年齢早見表	
クラス	生年月日
0歳児	令和 6（2024）年4月2日～
1歳児	令和 5（2023）年4月2日～令和 6（2024）年4月1日
2歳児	令和 4（2022）年4月2日～令和 5（2023）年4月1日
3歳児	令和 3（2021）年4月2日～令和 4（2022）年4月1日
4歳児	令和 2（2020）年4月2日～令和 3（2021）年4月1日
5歳児	平成 31（2019）年4月2日～令和 2（2020）年4月1日

【1】 申込期限

令和7（2025）年度4月入所申込受付期間

入園希望月	申込み期間	結果発送予定日
令和7年4月 一次受付	令和6年10月21日（月） ～令和6年11月8日（金）必着 ●受付については、<u>原則として郵送</u>とします。 窓口での申込みは、人数を制限してLINE又は電話での予約制で行います。 詳細は18～19ページ及び別紙「LINEでの窓口予約について」をご確認ください。	令和7年1月30日（木）発送予定 ※お電話でのお問い合わせは2月3日（月）9：00以降お受けいたします。
令和7年4月 二次受付	令和6年11月11日（月） ～令和7年2月12日（水） ●4月二次以降の受付については、<u>保育サポート課の窓口で提出</u>となります。 （郵送不可・予約不要）	令和7年3月7日（金）発送予定 ※お電話でのお問い合わせは3月10日（月）9：00以降お受けいたします。

※結果発送予定日は前後する場合があります。

申込締切日【締切日厳守】

※令和6年12月及び令和7年5月以降の申込は従来どおり窓口での提出になります（予約不要）。

入園月	申込期間	結果発送日
令和6年 12月	令和6年 9月21日（土） ～ 令和6年10月19日（土）	令和6年11月中旬
令和7年 1月	令和6年10月21日（月） ～ 令和6年11月8日（金） ※令和7年4月一次申込を同時に行う場合、郵送での受付が可能です。4月一次申込を行わない場合、窓口での受付となります（予約不要）。	令和6年12月中旬
令和7年 2月		
令和7年 3月		
令和7年 4月	上記のとおりです	上記のとおりです
令和7年 5月	令和7年 2月13日（木） ～ 令和7年 3月18日（火）	令和7年4月中旬
令和7年 6月	令和7年 3月19日（水） ～ 令和7年 4月19日（土）	令和7年5月中旬
令和7年 7月	令和7年 4月21日（月） ～ 令和7年 5月19日（月）	令和7年6月中旬
令和7年 8月	令和7年 5月20日（火） ～ 令和7年 6月19日（木）	令和7年7月中旬
令和7年 9月	令和7年 6月20日（金） ～ 令和7年 7月19日（土）	令和7年8月中旬
令和7年 10月	令和7年 7月22日（火） ～ 令和7年 8月19日（火）	令和7年9月中旬
令和7年 11月	令和7年 8月20日（水） ～ 令和7年 9月19日（金）	令和7年10月中旬
令和7年 12月	令和7年 9月20日（土） ～ 令和7年10月18日（土）	令和7年11月中旬
令和8年 1月	令和7年10月20日（月） ～ 令和7年11月7日（金）	令和7年12月中旬
令和8年 2月		
令和8年 3月		

※申込受付期間に第3土曜日が含まれる場合の開庁時間は正午までとなります。

【4月1次入所申込】郵送受付について

和光市では、窓口の混雑緩和と、お子様のいらっしゃるご家庭の負担を軽減することを目的として、4月1次入所申込について、原則として郵送での受付としております。申込が初めての方等を対象に、一部窓口での受付も行いますが、郵送での受付にご協力をお願いいたします。それぞれの受付方法は、このような方に向いています。

郵送での受付	窓口での受付
・ 保育園の申込をしたことがある（兄弟姉妹の申込なども含む） ・ 事前に電話や窓口で市に問い合わせをしており、分からないところは解決できている	・ 申込が初めてで、申込についての説明動画を見たり、市に問い合わせたが、なお分からないところがあり、直接書類を見てもらいながら詳しい説明を聞きたい ・ 和光市外の自治体も併願したい ※市外のための申込は33ページ下を参照 ・ 入所予約事業を利用したい ※入所予約事業は28ページを参照

※受付方法により、利用調整結果に優劣はありませんので、何卒郵送での受付にご協力をお願いいたします。

※今後、社会情勢等に応じて、全面的に郵送での受付となるなどの対応となる可能性があります。その際は和光市ホームページで改めてお知らせいたします。あらかじめご了承ください。

1 郵送での受付について

申込に必要な書類を全て揃えていただいた上、郵送でご提出ください。不備等があった場合は確認のため受付完了が遅れることがありますのでご注意ください。

郵送提出期間	令和6年10月21日（月）～11月8日（金） （申込締切日必着。締切日を過ぎて書類が到達した場合、4月2次入所申込となります。）
郵送先	〒351-0192 広沢 1-5 和光市役所 保育サポート課 宛

※書類到着から1週間後を目安に、申込書類の受領書を発送します。

受領証が届かない場合は、保育サポート課までお問い合わせください。

※郵送中の事故については、市は責任を負いません。

※郵送で提出する書類を直接保育サポート課に持参することもできます。

（書類の受渡しのみとなり、その場で内容の確認は行いません。内容の確認まで希望の場合は、以下の2「窓口での受付」に沿って予約をお願いします。）

2 窓口での受付について（予約制）受付場所：市役所4階 404会議室

4月1次入所申込について窓口での受付を希望される場合、LINEもしくは電話で予約の上、ご来庁をお願いします。なお、より多くの方のご予約を受けるため、お一人様45分までとさせていただきます。（兄弟2人分の申込の場合含む）

受付期間	令和6年10月21日（月）～11月1日（金）※ 休日受付日：令和6年10月27日（日） 9：00～16：00 夜間受付日：令和6年10月31日（木） 20：00まで ※郵送での提出期間と異なりますのでご注意ください。
------	--

① LINEで予約

（推奨。予約の空き枠がリアルタイムでわかります。電話口でお待たせすることなく予約ができます。）

詳細については別紙の「LINEでの窓口予約について」をご確認ください。

② 電話で予約

（お問い合わせ等でお電話が大変混み合う時期のため、お待たせしてしまう可能性があります。）

予約対応期間：令和6年10月15日（火）～令和6年10月31日（木）

（平日8：30～17：15、先着順）

電話番号：048-424-9130（保育サポート課直通）

※この期間以外でお電話をいただいても予約を受けることはできません。また、上限に達した場合、この期間中であっても受付を締め切る場合があります。

※窓口での受付を予約できる日は、4月1次入所申込受付期間内となります。休日は枠が少ないため、可能な限り平日のご来庁にご協力ください。）

■窓口受付を予約する際の注意点

※混雑緩和のため、窓口での受付の対応件数を制限し、対応件数が上限に達してしまった場合には郵送での受付となります。また、電話の中で、窓口での受付の対応時間を調整させていただきますので、必ずしもご希望の時間に予約できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

※電話で予約いただけない場合は、原則として、郵送での受付と同様の対応（書類の受渡しのみ）とさせていただきますのでご了承ください。

※窓口での受付を希望される場合であっても、混雑緩和のため、保護者のお一人様のみがお越しくださいますよう、ご協力をお願いいたします。また、あらかじめ確認したいことなどがある場合は、事前にお電話でお問い合わせいただくか、受付の時までにメモしておいていただくようお願いします。

3 和光市外の施設のみを希望する場合

該当する施設がある自治体に申請期間や必要書類をご確認の上、直接市役所4階の保育サポート課窓口にお越しください。（予約必要なし）

申込時の注意事項について

■ 提出書類について

- ①提出書類がそろわなければ、受け付けることができません、また選考時に正確な点数が付けられないことがあります。不足書類がないようご注意ください。
- ②提出書類の内容と異なる内容が確認された場合や、書類提出後に変更された事情について変更の手続きをしていない場合、入所決定後に入所を取り消すことがあります。
- ③【令和7年1月・2月・3月入所申込】と【令和7年4月1次入所申込】を同時に申込を行う場合、年度ごとに申込が必要となりますので、【令和7年1月・2月・3月入所申込】書類一式と【令和7年4月1次入所申込】書類一式を各1部（うち1通は利用希望月を修正の上、コピー可。その場合は令和7年度の様式を使用してください。）提出してください。
- ④兄弟同時に申込を行う場合、それぞれ一式提出が必要となりますが、入所申込必要書類（29ページ参照）の①と保育を必要とする状況を証明する書類についてはコピーの提出が可能です。

■ 希望する保育施設の選び方

保育施設を選ぶ際には、希望施設の数に制限はありませんので、通勤経路や自宅近く等、通える範囲で募集人数の有無にかかわらずなるべく多くの施設をご記入ください。

また、異なるクラス年齢同士の合同保育を行っている施設や、クラス年齢ごとに保育を行っている施設等、保育の実施方法も様々です。

保育の実施方法や保育理念等、施設ごとに特色が異なりますので、施設案内をよくご覧いただき、ご不明な点は施設に確認するとともに、事前に施設に問合せをした上で、ご見学に行かれることをお勧めしています。

■ 育児休業中に申込をされる方へ

育児休業を取得中の場合、入所決定後、入所する月の末日までに育児休業を取得している事業所へ復職していただくことになりますのでご注意ください。

育児休業給付金を申請される場合は、申込必要書類が必要となる場合がございますので、コピー等していただき、手元にお控えください。

※兄弟姉妹で同時に申込をした場合、利用調整の結果が兄弟姉妹ごとに承諾と不承諾とで分かれてしまったとしても、復職していただくことになります。利用調整の結果が分かってしまうことを防ぐため、「2人以上同時に申込をする場合」の条件として、兄弟姉妹が同時期に入所することを希望するという申込もできます。

■ 育児休業給付金の延長について

通常、1年間育児休業を取得された方（勤務先の会社が2年間まとめて育児休業の取得の手続きをしたという場合を含む）が育児休業給付金を延長する場合は、お子様の1歳の誕生日を含む月の入所申込をして、保育園に入所できなかった旨の通知が必要となります。（特に1～3月生まれのお子様がいいらっしゃる方は、入所申込の締切が早いのでご注意ください。）

育児休業取得可能期間及び育児休業給付金の詳細については、勤務先の会社及び会社の所在地を管轄するハローワークにお尋ねください。

各月の申込締切日までに入所申込をしていなければ、その月に入所できなかった旨の通知は発行できませんのでご注意ください。また、利用調整前に取り下げ届を提出された場合や、入所決定後に辞退届を提出された場合も、その月に入所できなかった旨の通知は発行できません。

■ 妊娠中に上の子の申込をされる方へ

上の子の入所が決定した場合、上の子の入所日と、下の子の出産日の時期によって、育休取得の可否等、在園する上での要件が異なります。

① 上の子の入所日が、下の子の出産後、8週間を経過する日の翌日（以下では「57日」といいます。）より前だった場合

上の子の入所時の認定は、母「妊娠・出産」事由になります。認定期間は出産日から起算して、57日を経過した月の月末までです。その後に継続して保育が必要な場合、以下の書類の提出が必要となります。

ア 下の子の育児休業を取得する場合

教育・保育給付支給認定（変更）申請書 と 育児休業証明書 と
（上の子の育休が終了したという意味の）復職証明書

※下の子の育休期間中に上の子が保育園に在園できる期間については、必ず45ページをご覧ください。

イ 求職活動をする場合（認定期間は最大で2か月間）

教育・保育給付支給認定（変更）申請書 と 求職活動申告書

ウ 復職する場合

教育・保育給付支給認定（変更）申請書 と 復職証明書

② 上の子の入所日が、下の子の出産後、57日を経過した後だった場合

入所決定後、入所希望日の属する月の末日までに復職していただくことになります。その場合、下の子の保育の場の確保が必要となりますので、上の子の入所申込中に下の子が生まれた場合には、忘れずに、下の子が生まれた後57日を経過した日が属する月の翌月の入所申込をしてください。

■ 出生前の申込について

4月1次入所申込に限り、出産予定日が2月3日以前となる予定の方は、申込期間内にお子様がお生まれになっていない場合、出生前の申込ができます。その場合、申請書のお子様のお名前を空欄のままお申し込みいただき、出生後、速やかに戸籍住民課に届け出た後に、必ず保育サポート課にお立ち寄りください。

■ 求職中で申込をされる方へ

保護者が求職中の場合、お子様の在園が可能な期間は入園日から起算して2か月間です。この間に保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）の提出がない場合は、求職期間の満了後に退園となりますのでご注意ください。なお、就労予定で就労証明書の記入がある場合、勤務が開始した後に勤務開始証明書を提出してください。

■ 提出書類の変更について

申込後に希望施設を変更したい場合は、各月の選考締切日までに、希望施設変更届を提出してください。また、申込後に申込内容の変更があった場合は、以下の書類が必要となりますのですみやかにご提出ください。

変更の内容	提出書類
世帯員の変更等	教育・保育給付支給認定（変更）申請書
就職、転職や勤務時間の変更等	就労証明書
申込時の育児休業期間が変更（延長）した場合	育児休業証明書
退職	求職活動申告書等、保育の必要性を証明する書類
申込児童が認可外保育施設等の利用を開始した場合（0～2歳児クラスに限る）	保育園等在室証明書
申込児童の下の子を妊娠した場合	出産予定表、母子手帳の写し

■ 心身の障害や発達の遅れ等により個別の支援が必要となるお子様について

別途「チャレンジド保育」の申込がありますので、62ページをご覧ください。事前に保育サポート課保育センター（048-483-4407）までご相談ください。申込期限も17ページと異なりますのでご注意ください。

※定員に余裕がある場合でも、集団保育が難しいとき、又は施設の状況、保育士等の配置を要する場合にそれができなかったとき等、入所決定とならない場合があります。また、保育の利用日・利用時間は、入所決定後に施設と相談の上決定します。お子様の障害や配慮の内容により、保育時間が短縮となる場合があります。

■ アレルギー対応食や宗教食を希望される方へ

保育施設の給食では、アレルギー対応食や宗教食を希望される方へ施設ごとに可能な範囲で対応しておりますが、対応の内容は異なりますので、事前に入所を希望する施設にご相談ください。

■ 転園申込について

転園が決定してしまうと、転園元の施設には戻れません。お子様が通園中の施設に慣れてしまった等、転園の必要がなくなった場合は速やかに申込を取り下げてください。

- 入所中の児童が、入所申込をした年度と同年度中に転園申込を行う場合について
各月の申込締切日まで、「【転園申込用】希望施設変更届」をご提出ください。

※対象者であっても、以前の申込後に就労の内容や世帯の状況等に変更があった場合は、変更後の内容の就労証明書等が必要となります。

※転園申込を行う年度に一度も入所申込をしたことがない方（連携施設に入園した方を含む）は、通常の申込と同様、書類一式が必要となります。

- 市外からの申込について

P.34「市外から和光市の保育所を申し込む場合」をご参照ください。

- 申込中に市外へ転出される場合について

和光市民としての申込を取り下げただけが必要があるため、転出届の提出時に必ず和光市役所 保育サポート課の窓口にお立ち寄りください。

なお、取下げのお手続きをせずに転出していた場合、こちらで自動的に申込を取り下げる扱いとさせていただきます。その際、通知等は送付いたしませんのでご了承ください。申込が取下げられた場合、その後の選考は対象外となります。転出後も引き続き和光市の申込を行う場合は、転出先自治体でのお手続きが必要となりますので、転出先自治体にお問合せください。

- 二世帯住宅で65歳未満の祖父母等がいる場合について

二世帯住宅で65歳未満の祖父母等がいる場合、祖父母等の就労証明書等、保育を必要とする状況を証明する書類を提出していただく必要がございます。

また、以下の（１）又は（２）に該当する場合は、二世帯住宅に居住する親族（保護者の直系血族及び保護者の兄弟姉妹に限る。年齢制限なし）のうちの最多収入者を家計の中心者とみなし、保護者の市町村民税所得割額に合算して保育料を算定します。ただし、生計が別であることを証明する書類（電気・ガス・水道いずれかの支払い明細書の写し）を添付していただければ合算しません。

（１）父、母いずれもが収入103万円未満

（被扶養者である場合は、収入103万円未満と見込んで算定を行います。）

（２）ひとり親世帯で収入103万円未満

申込のQ&A

- Q1 申請書の記入方法がわかりません。

A1 主な申請書の記入例については、保育サポート課窓口と和光市ホームページにあります。また、ホームページ上の動画でも説明しておりますのでご参照ください。なお、申請書などの様式については、ホームページのTOPページから「子育て・教育」→「和光市子育て支援サイト」→「『入所案内』と検索」→「（令和〇年度）認定こども園・保育園・小規模保育事業所等 入園・入所案内」が出てきます。今後市のホームページのリニューアル等により、掲載場所が変更となる場合があります。

Q2 教育・保育給付認定とは何ですか。

A2 幼稚園（新制度に移行した施設のみ）、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所を利用するために必要なものです。新制度に移行していない幼稚園の利用者等が受ける、「施設等利用給付認定」とは別の制度となります。

認定を受けた方には、保育の必要性の有無や、保育必要量等の認定内容を記載した「支給認定証」を発行します。保育を必要とされる方は、保育必要量（労働時間等）に応じ「保育標準時間」または「保育短時間」の区分で認定され、利用できる保育時間等が異なります。（47ページ参照）

なお、実際の保育施設の預かり時間は、原則として、保育の必要性が認められる時間（例：就労の場合、勤務時間と通勤時間＋15分程度）となり、各認定の保育時間の上限まで預けられるわけではありませんので、ご注意ください。

Q3 教育・保育給付認定に期限はありますか。また、求職活動中の場合はいつまで認定されますか。

A3 教育・保育給付認定には、期限があります。期限は保育の必要性の事由ごとに異なります。

例えば、求職活動中で申し込んだ方は、認定日から2か月が認定の期限となります。（例：4月1日認定…5月31日まで）（45ページ参照）認定の期限までに就労証明書等の保育の必要性の事由に該当する証明書を提出していただくことで、継続して認定を受けることができます。なお、認定の有効期間が過ぎた場合でも、申込を取り下げない限り利用調整は行いますが、入所が決まった際には市から通知を行いますので、その内容に沿ってお手続きください。

Q4 保育必要量（保育時間）の認定はどのように決められるのですか。

A4 原則として、保護者の就労等の時間が月120時間以上の場合は保育標準時間とされ、保護者の労働等時間が120時間未満の場合（育児短時間勤務取得で120時間未満の方含む）や、求職活動中や育児休業中の方については、保育短時間の認定となります。（47ページ参照）

Q5 保育標準時間、保育短時間の保育時間は何時から何時までですか。

A5 保育標準時間については7時から18時までの11時間（市内幼稚園型認定こども園は7時30分から18時30分まで）、保育短時間については8時30分から16時30分までの8時間となります。（47ページ参照）

しかし、利用時間は通勤時間や労働時間等、保育の必要な事由に応じて保育園等が決定することになりますので、実際に利用できる時間は上記の保育時間より長くなることも、短くなることもあります。利用時間に関しましては、入所が決まった保育園等にご相談ください。ただし、保育標準時間なら18時以降、保育短時間なら7時から8時30分の間及び16時30分以降の利用は、時間

外保育料がかかります。

なお、保育標準時間と保育短時間は保育料（利用者負担額）が異なります。（37ページ参照）

Q6 利用者負担額（保育料）以外にかかる費用はありますか。

A6 世帯の市町村民税額に基づき、市が算定する利用者負担額（保育料）以外にも、「時間外保育料」が発生することがあります。時間外保育は施設の独自事業のため、時間外保育料は施設によって異なります。希望施設を検討する際には、必ずご確認ください。（別冊施設案内参照）また、時間外保育料以外にも、給食費や教材費など、その他の諸経費が発生することもあります。

Q7 0～2歳児クラスを対象とする小規模保育事業所等（和光駅前保育園、さいたま保育園（地域枠）を含む。以下Q8まで同じ）を利用することになった場合、卒園を迎えたらどうなるのですか。

A7 0～2歳児クラスを対象とする小規模保育事業所等の一部には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」（認定こども園や幼稚園、保育所）が設定されています。地域の実情を踏まえ、連携施設に優先的な利用枠を設けること等により、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っています。連携施設の設定に至っていない施設につきましては、引き続き保育を希望するには3歳児クラスで再度利用調整の申込が必要となりますが、優先保育の基準の指数表②の6番により小規模保育事業所等に入所されていない方の申込よりも優先とする取扱いをしています。（71ページ参照）現在連携施設を設定している小規模保育事業所及び優先取扱いの詳細については59～60ページを参照してください。

Q8 連携施設がある小規模保育事業所等がありますか。

A8 和光市では、一部の事業者で、連携施設を設定した運営がされています。連携施設がある小規模保育事業所等に通所している方は、3歳児クラスに進級する際、在園している小規模保育事業所等の連携施設に通所することが可能となります。なお、連携施設以外の施設を希望する場合には、別途申込が必要となりますが、利用調整の優先の順序があるのでご注意ください。（59～60ページ参照）

Q9 入所を辞退した場合、次回からの利用調整（審査）で不利になりますか。

A9 希望されていた保育園等に入所内定（決定）となった後、入所を辞退された場合、翌年度の4月1次の利用調整まで、2点の減点となります。

例：令和7年度の入所を辞退した場合

⇒令和8年の4月1次の利用調整時まで2点の減点（71ページ参照）



Q10 利用調整（審査）はどのような方法ですか。先着順ですか。

A10 先着順ではありません。利用調整については32ページをご覧ください。

Q11 指数はどのような場合に変わりますか。

A11 例えば、今まで自宅で保育されていた0～2歳児のお子様が、認可外保育施設等に入所して復職した場合や、保護者の方の勤務時間や勤務日数が増えた場合等には指数が上がります。一方、会社を退職されたり、勤務時間や勤務日数が減った場合等には、指数が下がることになります。

いずれの場合にも、変更が生じた際は必要書類を提出していただきます。（49ページ参照）

※提出書類の内容と異なる内容が確認された場合や、提出書類後に変更された事情について変更の手続きをしていない場合、入所決定後に入所を取り消すことがあります。

Q12 募集人数が生じていない保育施設を申し込むことはできますか。

A12 お申し込みできます。申込後に退所や転所により新たに空きが生じる場合がありますので、募集人数の状況にかかわらず、希望する施設はすべてお申し込みください。

Q13 希望園はいくつくらい書けば良いですか。

A13 最低でも5～10施設程度希望していただくことが多いですが、それでも入所希望者が多いため、入所できる定員には限りがございますのでご了承ください。できる限り通える範囲内で希望園を書いていただくほうが入所できる可能性が広がります。



Q14 申込から入所までの流れを教えてください。

A14 利用調整後、申込をされたすべての方へ利用調整結果通知書を送付します。その後、入所決定された方は、入所施設でお子様の面談・入所説明会への出席や利用契約等を行っていただく必要があります。（48ページ参照）

Q15 入所不承諾となった場合、毎月入所申込をしなければならないのですか。

A15 申込は年度内（3月入所分まで）は有効となりますので、毎月する必要はありません。なお、翌年度以降、引き続き利用を希望される場合には、あらためて申込が必要となります。

Q16 希望施設を変更したいのですが、必要な書類はありますか。

A16 「希望施設変更届」を対象月の申込期間中（17ページ参照）にご提出ください。

Q17 申込を取り下げたいのですが、必要な書類はありますか。

A17 速やかに「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業申込取下届」をご提

出ください。

Q18 現在小規模保育施設等に通っていて、連携施設の設定がなく、卒園後の保育園への申込を行うときは、指数の加点はありますか。

A18 指数の加点ではなく、優先保育の基準に該当します。（４６ページの８番）その場合、認可外の保育施設在園のお子様や家庭保育のお子様等、優先に該当しない世帯よりも優先的に選考を行います。しかし、入園をお約束するものではないため、希望園は通える範囲でなるべく多くご記入ください。なお、市外に住民票があり市内の小規模保育施設等に通っている場合は対象となりません。

Q19 転園希望で申込の場合、新規申込の方と比べて、審査上不利になりますか。

A19 転園申込の場合も、新規申込の方と同じ審査基準となります。

入所予約事業について

※本事業は出産後に職場に復帰する保護者への支援として、令和2年度から実施している事業になります。

※入所予約事業を利用したお申込みをされる方は、19ページの「窓口での受付（予約制）」を取って、窓口にお越しください。

入所予約（下図の③）により内定を受けた方は、1歳に達するまで育児休業を取得してから入所することができます。また、1歳に達する前に育児休業を切り上げて復職することはできません。



<概要>

1 対象者

- ・ 申込時点で市内に住所を有し（転入予定者で転入誓約書及び売買契約書又は賃貸借契約書の写しを添付できる者を含む。）、かつ令和6年5月1日から令和7年4月1日までに出生することが予定される子の保護者
- ・ 子が1歳に達するまで育児休業を取得することができる保護者

2 実施施設と対象人数

実施施設	対象人数
キッズエイド和光保育園	3名
キッズエイド吹上保育園	3名
ハレルヤ保育園	2名
和光なかよしこども園	3名

3 受付期間（出生日により異なります。）

- ・ 令和6年10月1日から令和7年4月1日までに出生予定の方
⇒令和7年4月1次申請期間（1次の利用調整後に空き枠がある場合、4月2次でも受け付けます。5月選考以降は受け付けません。）
- ・ 令和6年5月1日から令和6年9月30日までに出生の方
⇒令和7年4月2次申請期間（1次の利用調整後に空き枠がある場合に限り。5月選考以降は受け付けません。）

4 必要書類 入所申込に必要な書類一式と、和光市入所予約事業の利用に関する誓約書 ※誓約書の注意事項を必ずご確認ください。

【2】 申込に必要な書類

次の「Ⅰ」・「Ⅱ」・「Ⅲ」に該当する書類をご提出ください。

※必要書類のうち、和光市様式のものについては和光市 HP からダウンロードできます。

「Ⅰ」 入所申込必要書類

入所申込に必要な書類は次の①～⑤は、必ずご提出ください。

- ① 教育・保育給付認定（変更）申請書
- ② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所利用申込書
別紙 利用調整希望施設（②の裏面）
- ③ 家庭状況票
- ④ 確認同意書
- ⑤ マイナンバー提供について ※郵送申込の場合、提出不要

（１）「マイナンバー確認書類」と（２）「本人確認書類」をお持ちください。

マイナンバー確認書類一覧

	必要書類		
（１）マイナンバー確認書類	個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	いずれか１点	世帯全員分
（２）本人確認書類	個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等	いずれか１点	来庁者のみ
	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等	いずれか２点	

※番号確認と本人確認が併せてできるのは、個人番号カードのみです

「Ⅱ」 保育を必要とする状況を証明する書類

保育を必要とする状況を証明する書類として次の①～⑨の保護者の状況に応じた必要書類をご提出ください。

※保護者それぞれの書類が必要です。

※保育を必要とする状況が複数ある場合はそれぞれの書類の提出が必要です。

※令和７年４月１日時点で、１８歳以上６５歳未満の同居の世帯員がいる場合は、その方の保育を必要とする状況を証明する書類が必要となります。（二世帯住宅の場合も同じ）

※学童クラブと併願する場合で、次の①・②・③・④・⑤・⑥・⑨に該当する場合は、学童クラブ申請時にコピー提出可。

保護者の状況	必要書類	備考	チェック欄	
			父	母
①就労 (育休中の方含む)	①就労(予定)証明書(必須) シフト勤務の方のみ(必須)↓ ②直近4週間の就労実績表又はシフト表を3か月分	①は必須 ※就労証明書の有効期間は、申請日より3か月以内の証明日が有効となります。	☐	☐
②就労 (自営業・個人事業主)	①就労(予定)証明書(必須) ②直近の確定申告書の写し ③営業許可証 ④会社登記簿謄本 ⑤その他営業の事実が確認できる書類 シフト勤務の方のみ(必須)↓ ⑥直近4週間の就労実績表又はシフト表を3か月分	①は必須 ※就労証明書の有効期間は申請日より3か月以内の証明日が有効となります。 ②～⑤はいずれか一つ	☐	☐
③妊娠出産	①出産予定表 ②母子手帳の写し(氏名記載箇所及び出産予定日の記載箇所)	①と②はともに必須	☐	☐
④傷病	保育の要否に係る診断書(保護者用)	和光市指定様式に限ります。 ※原則、診断書の有効期間は、申請日より3か月以内の証明日が有効となります。	☐	☐
⑤障害	①身体障害者手帳(4級以上)の写し ②精神障害者保健福祉手帳(3級以上)の写し ③療育手帳(C以上)の写し ④保育の要否に係る診断書(保護者用)	①～④のいずれか一つ ※原則、診断書の有効期間は、申請日より3か月以内の証明日が有効となります。	☐	☐
⑥介護	①介護状況申告書(必須) ②被介護者の診断書 ③身体障害者手帳の写し又は精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し ④介護保険証の写し ⑤重度心身障害者医療費受給者証の写し ⑥入院計画書	①は必須 ②～⑥については該当するものすべて提出が必要	☐	☐
⑦災害復旧	災害復旧に従事していることが証明できる書類等		☐	☐
⑧求職活動	①求職活動申告書(必須) ②ハローワーク受付票(必須) ③求職活動の活動状況がわかる書類 ④雇用保険受給資格者証の写し	②～④は該当するものすべて提出が必要 ※これから求職活動を行う方についてもハローワーク受付票は必須です。 <u>※左記の書類により求職活動の活動状況が確認できない場合は、認定を受けることができません。</u>	☐	☐
⑨就学	①在学証明書など在学习期間がわかる書類(合格通知の写し等)※ ₁ ②時間割表等※ ₂	①と②は必須 ※ ₁ 学生証の写しでも可 ※ ₂ 就学している曜日・時間がわかる書類。	☐	☐
上記と併せて以下の世帯状況の方は、ご提出ください。(上記の事由に該当せず、ひとり親世帯の場合は保育の必要性事由に該当しません。)				
⑩ひとり親世帯の場合	①ひとり親の申立書 ②離婚受理証明書/戸籍謄本/ひとり親家庭等医療費受給者証いずれかの写し ③離婚協議又は調停中等であることの書類	③は協議中・調停中の場合のみ提出してください。	☐	☐

《Ⅲ》 優先保育・保育の必要性の基準の調整に必要な書類

次の（１）及び（２）の各項目に該当する場合のみ必要書類をご提出ください。

（１）優先保育

次の①～⑦の優先保育の事由に該当する場合に必要な書類は以下のとおりです。該当する場合のみ必要書類をご提出ください。

優先保育の事由	必要書類	備考	チェック欄
①ひとり親家庭	①ひとり親であることの申立書 ②ひとり親家庭等医療費受給者証 ③戸籍謄本※１ ④離婚受理証の写し※１ ⑤調停期日通知書等の写し※２ ⑥離婚協議中であることがわかる書類の写し（弁護士との契約書等）※３ ⑦離婚裁判関係書類の写し※４	①は必須 ②～⑦については該当する書類をご提出ください。 ※１ 離婚している場合 ※２ 離婚調停中の場合 ※３ 離婚協議中の場合 ※４ 離婚裁判中の場合	☐
②生活保護世帯で就労により自立が見込まれる世帯	①ハローワーク受付票の写し ②生活保護受給者証の写し		☐
③生計維持者の失業	①離職証明書や離職票の写し		☐
④児童の障害	①身体障害者手帳（４級以上）の写し ②精神障害者保健福祉手帳（３級以上）の写し ③療育手帳（Ｃ以上）の写し ④保育の実施に係る意見書（児童用）	①～④に該当するものすべて提出が必要	☐
⑤育児休業	①育児休業証明書	※就労（予定）証明書に育児休業期間の記載のない場合のみ提出が必要	☐
⑥市内認可保育所にて勤務する保育士	①就労（予定）証明書 ②保育に従事する誓約書 ③保育士資格証等の写し	①～③は必須 ※就労（予定）証明書については、市内認可保育所にて勤務する場合に限り優先保育の基準に該当する。	☐
⑦家庭保育室・認可外保育施設・一時保育室等有償で保育を受けている（０～２歳児のみ）	①保育室等在室証明書 （みなみ・しらこ一時保育室利用の場合は提出は不要です。利用している旨を申込に必要な書類の家庭状況票等でお示しください。）	※複数の預け先を利用している場合は、それぞれの事業所の証明書が必要。 ※１日４時間以上かつ月１２日以上利用し、就労している方（育児休業中の方は対象外）	☐

（２）保育の必要性の基準の調整

次の①～②の保育の必要性の基準の調整事由に該当する場合に必要な書類は、以下のとおりです。該当する場合のみ必要な書類をご提出ください。

調整事由	必要書類	備考	チェック欄
① 18歳以上65歳未満の同居の祖父母等がいる世帯の場合	①同居親族等の保育を必要とする状況を証明する書類	P.29・30を参照し、同居の親族等の該当する事由ごとに必要な書類をご提出ください。	☐
②市外から和光市へ転入予定で申込を行う場合	①転入誓約書 ②転入先住所がわかる書類の写し(売買契約書・賃貸借契約書等)	①と②は必須 ②について申込締切日までに提出がない場合は、保育の必要性の基準の調整に該当するものとします。	☐

【３】 利用調整（審査）について

利用調整（審査）は、和光市保育の必要性の認定に関する条例及び条例施行規則に基づき、入園可能者の調整を行うものです。

保育の必要性を指数化し、保育の必要性の指数の高い方から希望順位ごとに利用調整を行うことを基本とし、世帯状況等を総合的に勘案し子ども・子育て支援会議支給認定審査部会の合議により審査しています。

また、希望順位を参考にするのは第5希望までとなります。第6希望以降の希望園については、希望順位は問わず希望園の中で利用調整を行います。

① 利用調整の優先順位

和光市民※ > 市外在住市内在勤者 > 市外在住市外在勤者
※ 転入予定者・転園者を含みます

② 利用調整の基本イメージ（参考例）

例1：a園の1枠とd園の1枠の利用調整の場合（その他の園に空きがない場合）

申請者	指数	第一希望	第二希望	第三希望	第四希望	第五希望	入所決定園
Aさん	60点	a園	c園	d園	e園	b園	a園
Bさん	60点	b園	c園	a園			不承諾
Cさん	58点	a園	c園	d園	e園	b園	d園
Dさん	57点	d園					不承諾

※その他の申請者の申請状況（世帯状況等）を総合的に勘案し、支給認定審査部会の合議において審査するものとします。

例2：a 園の1 枠の利用調整の場合（その他の園に空きがない場合）

申請者	指数	第一希望	第二希望	第三希望	第四希望	第五希望	入所決定園
A さん	60点	a 園	c 園	d 園	e 園	b 園	a 園
B さん	60点	b 園	c 園	a 園			不承諾
C さん	60点	a 園	c 園	d 園	e 園	b 園	不承諾
D さん	57点	d 園					不承諾

⇒A さんと C さんで指数が同点かつ希望順も同じとなっている場合、A さんと C さんの申請状況（祖父母・兄弟児等）について、総合的に勘案し支給認定審査部会の合議において審査するものとします。

【4】 和光市外の保育施設を申し込む場合

和光市民又は和光市を転出予定の方が、和光市以外の保育所への入所申込を行う場合、以下の点にご注意の上お手続きください。

① 申込期限

各自治体により申込期限が異なるため、当該自治体の申込期限に合わせて申込を行ってください。申込期限の約10日前までに必要書類をご提出ください。申込期限については、必ず事前に当該自治体にご確認ください。

② 申込窓口

市外の保育所を申し込む場合、転出予定の方は直接転出先の自治体にお申し込みください。

転出予定がない方は、和光市を経由する必要があるか、自治体に確認いただいた上で必要がある場合は、和光市役所保育サポート課窓口にてお申し込みください。申込受付後、和光市から当該自治体へ申込書類一式を送付いたします。

③ 申込に必要な書類

申込に必要な書類は各自治体で異なります。必要書類は必ず事前に当該自治体にご確認ください。

④ 和光市の保育所と市外の保育所を併願する場合

和光市の保育所入所申込と市外の保育所入所申込をそれぞれに行ってください。希望園については、和光市と市外の保育所を混ぜてご記入ください。

（例：第1希望 A 園（和光市）、第2希望 B 園（和光市）、第3希望 C 園（市外）、第4希望 D 園（市外）、第5希望 E 園（和光市）・・・）

市内外の希望園合わせて第6希望以上ある場合、和光市内園のみの場合の第1～第5希望までの順位を別紙もしくは余白にご記入ください。

⑤ 受託制限について

自治体により、市外からの申込を制限している場合がございます。詳細については必ず事前に当該自治体にご確認ください。

（例：在勤又は転入予定でない方の0歳児の入所申込は受け付けない。在勤又は転入予定でない方の公立の保育所への入所申込は受け付けない等）

⑥ 利用調整について

和光市外の保育所の利用調整は各自治体において各自治体の基準にて行われます。

【5】 市外から和光市の保育所を申し込む場合

和光市へ転入予定の方、市外在住の方が和光市の保育所を申し込む場合は、以下の点にご注意ください。

① 申込期限

和光市の保育所入所申込期限を厳守してください。（P.17参照）

郵便事情があるため余裕をもってお申し込みください。

② 申込窓口

入所希望月までに和光市に転入予定がある方は、直接和光市保育サポート課までお申し込みください。（郵送可）転入予定で申し込んだ方は、和光市へ転入後、必要な手続きがございますので和光市役所保育サポート課窓口に必ずお立ち寄りください。

和光市に転入予定のない方は、申込児童の住民登録をしている自治体の保育所担当窓口にてお申し込みください。

③ 申込に必要な書類

全て和光市様式にてご提出ください。必要な書類は（P.29参照）

必要な書類は和光市ホームページよりダウンロードが可能となります。

■ その他市外からの申込の場合に必要な書類

● 全員提出

申込児童の母子手帳の最新の健診のページ（写し）

● 転入予定の方の場合は提出

和光市へ転入予定の方は、以下の書類が必要となります。すべて揃わない場合は、保育の必要性の基準の調整に該当し減点となりますのでご了承ください。

① 転入誓約書

② 転入先住所等がわかる書類の写し（住所・契約日や引き渡し日・契約者がわかる売買契約書や賃貸借契約書等）

④ 和光市の保育所と和光市外の保育所を併願する場合

和光市の保育所入所申込と市外の保育所入所申込をそれぞれに行ってください。希望の保育所については、和光市と市外の保育所を混ぜてご記入ください。その際、和光市の希望施設上位5つがわかるようにご記入ください。

(例：第1希望 A園(和光市)、第2希望 B園(和光市)、第3希望 C園(市外)、第4希望 D園(市外)、第5希望 E園(和光市)・・・)

⑤ 受託制限について

和光市では、和光市に住民登録がある方を優先して利用調整を行います。そのため市外の方の申込については、以下のとおり一定の制限を行います。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

受託制限区分

申込者 / 希望園	公設保育所	民設保育所
転入予定者	○	○
市内在勤者	○	○
上記以外の市外在住者	×	△ ※1

※1 0歳児クラスの申込は不可。

⑥ 利用調整について

利用調整については、32ページをご参照ください。

また、和光市へ転入予定の方は、転入誓約書及び転入先住所等がわかる書類(P.34参照)の提出により和光市民と同様に取り扱いいたします。申込締切日まで にすべて揃わない場合は、保育の必要性の基準の調整に該当し、減点となりますのでご了承ください。

⑦ 転入後の手続きについて(転入予定で申込をした方のみ)

和光市へ転入後、必要な手続きがございますので和光市役所保育サポート課窓口 に必ずお立ち寄りください。また、入所開始月の1日までに和光市にて住民登録手続きを行っていただき、保育サポート課にて必要なお手続きを行っていただきますようお願いいたします。手続きが確認できない場合は入所取消・退園となりますのでご注意ください。

【6】 利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は、世帯の所得の状況等を勘案し、国が定める水準を上限として市が定めることとなっており、利用者負担額の階層区分は、市町村民税所得割課税額に基づき決定されます。

4月から8月までの保育料は、保育を利用する年度の前年度の市町村民税所得割額により、9月から3月までの保育料は、保育を利用する年度の市町村民税所得割額により決定します。

例：2025年4月～8月⇒2024年度（R5.1.1～R5.12.31の収入）の市町村民税所得割額により保育料を算定

2025年9月～2026年3月⇒2025年度（R6.1.1～R6.12.31の収入）の市町村民税所得割額により保育料を算定

※年齢は、当該年度の4月1日現在の年齢（年度の途中で年齢が上がっても、4月1日の年齢で保育料を算出します。）

※保育施設の種類、市内・市外に関わらず、和光市において教育・保育給付認定を受けた方は、下記の和光市の基準により保育料を算出します。

※市町村民税所得割額は、「市民税・県民税課税証明書」や「給与所得等に係る市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」等の市民税（県民税部分は除く）の所得割額欄の金額から確認いただけます。（※保育料算定の基準となる市民税所得割額の計算には、住宅ローン控除、寄付金控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、配当控除、外国税額控除は適用されません。控除前の金額で計算してください。）

※市民税所得割額は、確定申告又は住民税申告が未申告の場合、保育料が算定できないため必ず申告を行ってください。未申告の場合、保育料を最高階層とする場合があります。

※病気その他の理由で、保育施設をお休みした日があった場合でも、利用者負担額に変更はありません。また、休園期間中であっても保育料をご納付いただく必要があります。なお、休園可能な期間は年度内3か月までです。

※2024年1月1日時点で指定都市に居住されていた場合、税源移譲に係る対応として、市民税所得割額を税源移譲前の市民税率で算定します。

同居親族がいる場合

同居の親族がいる以下の（１）又は（２）に該当する場合は、家計の中心者を同居親族（保護者の直系血族及び保護者の兄弟姉妹に限る）とみなし、保護者の市町村民税所得割額に合算して保育料を算定します。

（１）父、母いずれもが収入１０３万円未満

（被扶養者である場合は、収入１０３万円未満と見込んで算定を行います。）

（２）ひとり親世帯で収入１０３万円未満

世帯階層区分			利用者負担額（月額）			
			3歳未満児		3歳以上児	
階層	定義		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯		無料		無料	
第2階層	第1階層に該当する世帯を除き、当該年度分（4月から8月までは前年度分）の市町村民税が非課税の世帯		無料			
第3階層	第1階層及び第2階層に該当する世帯を除き、市町村民税所得割額が0円の世帯		7,200円	7,080円		
第4階層	第1階層から第3階層に該当する世帯を除き、市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割額 48,600円未満	15,600円	15,330円		
第5階層		市町村民税所得割額 48,600円以上	24,000円	23,590円		
第6階層		市町村民税所得割額 57,700円以上	24,000円	23,590円		
第7階層		市町村民税所得割額 97,000円以上	32,040円	31,500円		
第8階層		市町村民税所得割額 133,000円以上	35,600円	34,990円		
第9階層		市町村民税所得割額 169,000円以上	43,920円	43,170円		
第10階層		市町村民税所得割額 235,000円以上	48,800円	47,970円		
第11階層		市町村民税所得割額 301,000円以上	57,600円	56,620円		
第12階層		市町村民税所得割額 349,000円以上	64,000円	62,910円		
第13階層		市町村民税所得割額 397,000円以上	70,400円	69,200円		
第14階層		市町村民税所得割額 445,000円以上	76,800円	75,490円		
第15階層		市町村民税所得割額 493,000円以上	83,200円	81,790円		

※令和6年度中に行った利用者負担額（保育料）の改正により、令和7年度より 13 階層から 15 階層に変更となります。

～（参考）利用者負担額（保育料）を決めるにあたって～

和光市の利用者負担額（保育料）は、国が定める各階層に応じた徴収限度額に、8割を乗じて得た数を各階層の保育標準時間徴収額としています。⑤、⑥、⑦の階層については、2分割し、下位の階層については国階層徴収限度額に7割2分を乗じて得た数を徴収額としています。

保育短時間においては、保育標準時間の徴収額から公定価格（子ども一人当たりの保育に通常要する費用）における標準時間と短時間の価格差 1.7%を減じて得た数を徴収額としています。

なお、利用者負担額（保育料）は、3年ごとに見直しを行います（令和7年度は階層が13階層から15階層に変更となります）。

《国が定める上限額は以下のとおりです。》

世帯階層区分	利用者負担額（月額）	
	3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	0円	0円
③所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

【7】利用者負担額(保育料)の助成について（0～2歳児クラス）

和光市では、平成27年4月に行った利用者負担額（保育料）の改正に併せて、多子、生活困窮等の事由により、経済的な負担の軽減を図ることが必要な教育・保育給付認定保護者（以下「保護者」）に、以下のとおり利用者負担額助成を実施します。なお、当該助成は、利用者負担額の見直しとともに、3年ごとに見直しを行います。

①多子世帯利用者負担額助成

対象者	以下の全てを満たす子どもの保護者 ※既に多子軽減等で利用者負担額が無料である場合は除く ①保護者の子どもが 3人以上同居している世帯 に属すること。 ② 第3子以降の子ども であること。（第1子・第2子の年齢不問） ③保育を利用する年度の4月1日時点で、 3歳未満の子ども であること。 ④ 保育園・認定こども園・小規模保育事業所等 において保育を利用している子どもであること。
助成額	保護者が負担する第3子以降の保育園・認定こども園・小規模保育事業所等の利用に係る利用者負担額全額

②生活困窮世帯利用者負担額助成

対象者	利用者負担額が 第3階層及び第4階層 に該当する子どもの保護者 ※多子世帯利用者負担額助成に該当する場合を除く ※ひとり親世帯等の減免を受けている場合を除く		
助成額 （月額）	下記の表のとおり。階層、年齢、保育必要量の認定により助成額が異なります。		
	階層	年齢及び認定	
		3歳未満	
		標準認定	短時間認定
	第3階層	6, 200円	6, 080円
	第4階層	5, 500円	5, 230円
	※年齢は保育を利用する年度の4月1日時点の年齢です。 ※多子軽減（第2子半額）の適用を受けている場合は、助成額も半額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）になります。		

※利用者負担額（保育料）の負担について

①②のいずれの助成についても、一度保育料を納付いただいた上で、後日保護者様より申請いただき（上半期分：10～11月頃、下半期分：4～5月頃）、市が支払うものです。

利用当初より保育料が無料又は減額されるものではありません。

※申請について

利用者負担額（保育料）助成については、申請が必要となります。

助成にあたり、保育料の滞納がないことが要件となります。入所決定後、対象の世帯へ市より申請書類を送付いたします。

申請書等を受理後、滞納の有無等助成の可否について、判定の上、助成いたします。

【8】利用者負担額(保育料)の減免制度について (0~2 歳児クラス)

和光市では、多子世帯・要保護世帯等（ひとり親・障害・生活保護世帯等）に対して、利用者負担額の減免制度を行っております。

減免内容によっては、別途、減免申請書並びに必要な書類を提出いただきます（次頁（3）等に当たる場合）。該当する場合は、保育サポート課入所相談担当へご連絡ください。申請書等を郵送いたします。申請書等を受理後、減免の可否について判定のうえ、減免適用いたします。

（１）多子世帯の減免

対象者	幼稚園（文部科学省の認可を受けている施設に限る）・特別支援学校の幼稚部・医療型発達支援施設等、又は保育所・小規模保育事業所等を利用している兄・姉がいる ※認可外保育施設は対象外。
減免額	幼稚園・保育所・小規模保育事業所等を利用している児童で、対象者から数えて 第2子：半額 第3子：無料
提出書類	
幼稚園等を利用している児童がいる場合は、「幼稚園等在籍申告書」を <u>市役所保育サポート課まで提出</u> （郵送可）してください。	

※「幼稚園等在籍申告書」は、保育サポート課窓口で配付しております。又、市HPにも様式を掲載しておりますので、ご利用ください。

（２）多子世帯で市民税所得割課税額57,700円未満の世帯の減免

対象者 (①②全て満たす者)		①保護者の市民税所得割額の合算が57,700円未満の世帯 ②保育所、小規模保育事業所等を利用している児童に兄・姉（年齢制限なし。ただし生計を一にしている者に限る）がいる	
		減免後の保育料	
		第2子（兄・姉を含め）	第3子（兄・姉を含め）
第3階層	市民税所得割額が非課税（均等割のみ）の世帯	保育料 0円	保育料 0円
第4階層	市民税所得割額が48,600円未満の世帯	月額保育料の半額	
第5階層	市民税所得割額が57,700円未満の世帯		

※提出書類は特にごさいません。保育料算定時に自動算定いたします。

(3) 要保護世帯等の減免

対象者 (①②全て満たす者又は ①②③全てを満たす者)		① 保護者の市民税所得割額の合算が77,101円未満の世帯 ② 以下のいずれかの世帯に該当するもの ①配偶者のいない世帯で、現に児童を扶養している ②身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者手帳の交付を受けた者又は特別児童扶養手当、国民年金の障害者基礎年金の受給者（在宅の者に限る） ③その他要保護世帯等に準ずる程度に困窮していると認められる世帯 ③ 保育所、小規模保育事業所等を利用している児童に兄・姉（年齢制限なし。ただし生計を一にしている者に限る。）がいる		
		減免後の保育料		
		第1子（兄・姉を含め）	第2子（兄・姉を含め）	第3子（兄・姉を含め）
第3階層	市民税所得割が非課税（均等割のみ）となる世帯	月額 0円	月額 0円	月額 0円
第4階層	市民税所得割が48,600円未満の世帯	3号認定（3歳未満児） 月額9,000円		
第5階層	市民税所得割が57,700円未満の世帯	3号認定（3歳未満児） 月額9,000円		
第6階層	市民税所得割が77,101円未満の世帯	3号認定（3歳未満児） 月額9,000円		

※原則として、減免申請書の提出があった月の翌月から適用されます。

第2階層の方は減免申請書を提出する必要はありません。

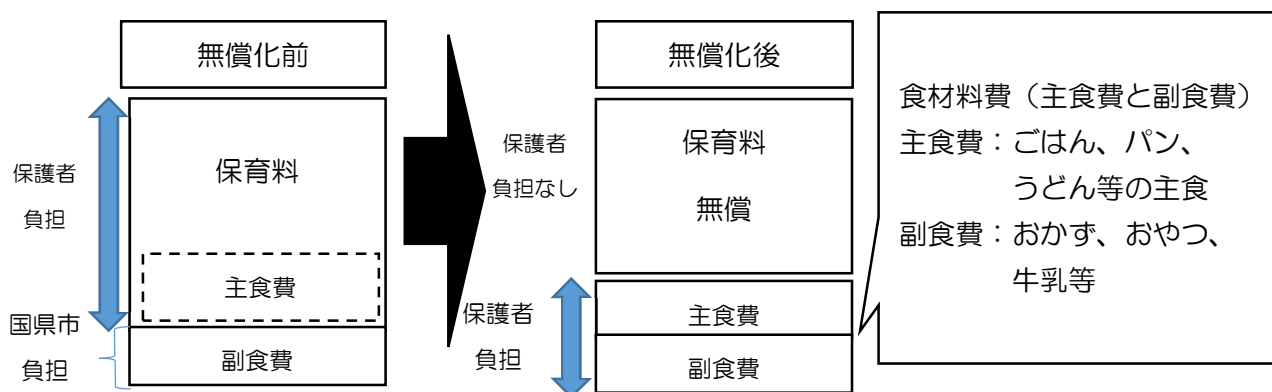
【9】 食材料費の徴収について（3～5 歳児クラス）

幼児教育・保育無償化に伴い、保育所等の3歳児～5歳児の利用者負担額（保育料）はすべての方が無償となりますが、食材料費は別途保護者の実費負担となります。

保育所等の食材料費の保護者の負担については、保育所等を利用せず自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用のため、保育所等を利用する保護者も自ら自宅で子育てを行う保護者と同様にその費用を負担するという考え方に処するものです。

食材料費の徴収額については、質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであることと、国から示された目安や保育所等での提供実態を踏まえて月額 7,500 円（国の示す目安の変更等により変わる可能性があります。）を目安としますが、市内保育施設等においては、この目安を基に、当該保育所等の実状に合わせて個々に定めています。食材料費の詳細につきましては、各施設へお問い合わせください。

●保護者負担イメージ（3歳児～5歳児）



	無償化前	無償化後
保育料	保護者負担	無償
食材料費（主食費）	保護者負担（保育料の一部）	保護者負担
食材料費（副食費）	国・県・市が負担（保護者負担なし）	

○副食費徴収免除について

教育・保育給付1号認定・2号認定の児童のうち以下の対象者については副食費相当分が免除となります（手続き不要。副食費徴収免除対象者につきましては、別途市から各家庭宛てに通知をお送りいたします。）。

（1）年収360万円未満相当の世帯（市民税所得割額により判定します）

（2）第3子以降の児童（※1）

※1 第3子の数え方・・・年収360万円未満相当の世帯→第1子、第2子の年齢制限なし。

年収360万円相当以上の世帯で保育園等在園の方→第1～2子の年齢が小学校就学前まで。

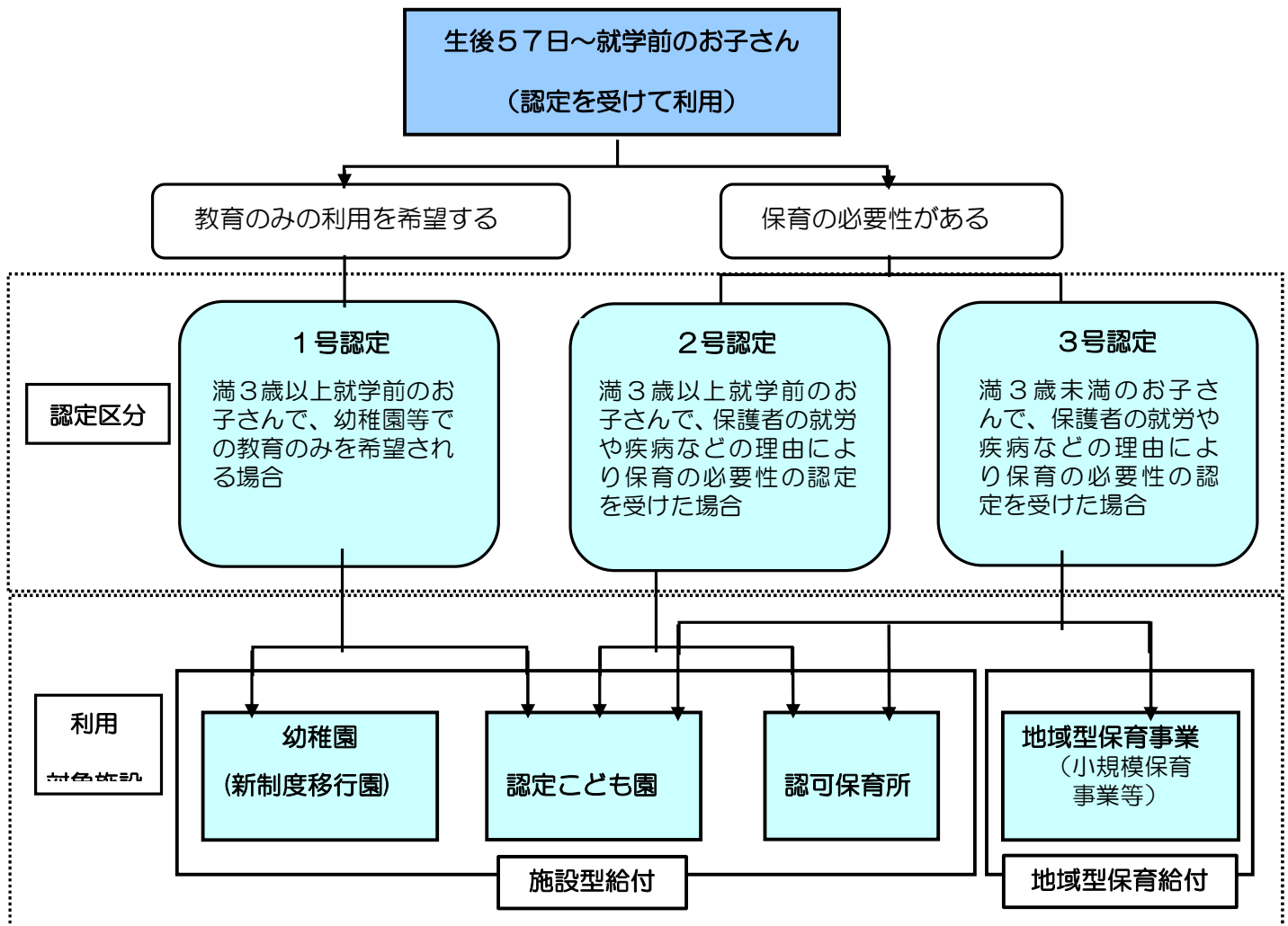
年収360万円相当以上の世帯で幼稚園等在園の方→第1～2子の年齢が小学校3年生まで。※

2 父又は母等の年収合計が103万円未満で同居の祖父母等がいる場合は、父又は母の市民税所得割額に家計の最多収入者の市民税所得割額を合算して判定します。

【10】 教育・保育給付認定について

施設型給付・地域型保育給付対象施設（事業）の利用を希望する際には、お子さんの年齢や保育の必要性などに応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。保護者からの申請を受けて、市は客観的基準に基づき、下記の様な区分を判定し、「支給認定証」を発行します。

【3つの認定区分】



※幼稚園の認定については、P5をご覧ください。

※保育所等の申込は入園希望月の1日時点で生後57日を経過している月から可能となります。（一部年齢制限を設けている施設は除く）

【保育の必要性の認定】

保育所・認定こども園（保育所枠）・地域型保育事業所（P55参照）（以下「保育所等」とする。）の利用を希望する場合には、「保育を必要とする子ども」であるという、「保育の必要性の認定」（2号認定または3号認定）を受ける必要があります。

【保育の必要性の基準について】

① 保育の必要性の認定事由及び認定期間

和光市では、就学前の子どものうち、その保護者のいずれもが、次に掲げるいずれかの事由に該当するとき、「保育を必要とする子ども」とであると認定します。

事由	概要	認定期間
① 就労	1か月当たり48時間以上の労働に従事しており、かつ、1日4時間以上、月12日以上就労していること	左記に該当する間
② 妊娠	妊娠していること	妊娠している間
③ 出産	出産前後であること	出産月と、出産をした日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
④ 疾病	保護者が医師の診断により1か月以上の治療を要する疾病又は負傷の状態であり、かつ、保護者が自ら保育を行うことが困難な状態にあること	左記に該当する疾病・負傷にあって、医師等の診断により治療に要する期間
⑤ 障害	次のいずれかに該当し、かつ保護者が自ら保育を行うことが困難な状態にあること ・ 身体障害者手帳の交付を受けている、又は4級以上の障害を有していること ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、又は3級以上の障害を有していること ・ 埼玉県療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受けている、又はC以上の障害を有すること	左記に該当する間
⑥ 介護	次のいずれかに該当すること ・ 疾病若しくは負傷により常時寝たきりとなっている者又は重度心身障害者（※）を自宅において月12日以上介護していること ・ 疾病若しくは負傷している者又は重度心身障害者（※）が通院・通所し又は入院するための付添いを1週当たり3日以上	左記に該当する間

	行っていること	
⑦ 災害復旧	災害の復旧作業に従事していること	左記に該当する間
⑧ 求職活動	次のいずれかに該当すること ・ 雇用保険法に規定する失業の状態にあり、基本手当の支給を受けていること。 ・ 継続的に企業等の求人に応募している又は企業等が実施する雇用に関する説明を受けていること ・ 起業又は事業を継承するための準備を行っていること	原則、事由発生日の翌日から2か月間
⑨ 就学	次のいずれかに該当する施設において、1日4時間以上、かつ、月12日以上就学又は訓練をしている状態にあること ・ 学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これに準ずる教育施設 ・ 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校又は特定求職者に対して職業訓練を行う施設	左記に該当する間
⑩ 育児休業 (在園児以外の育児休業に限る)	育児休業に入る前に児童が在園(在園中に転園する場合や和光駅前保育園・さいたま保育園(地域枠)・小規模保育事業所を卒園し継続して4月から保育園等に入園する場合含む。)として、育児休業中に家庭で必要な保育を行うことが困難な状態にあること	次に掲げる期間のうち短い期間 ・ 育児休業期間(延長後の期間含む)の終了日の属する月の末日までの期間 ・ 育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の翌年度の4月30日までの期間
⑪ その他	その他、保護者が保育できない事情がある場合	市長が認める期間

※和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例第2条第1項に規定する重度心身障害者をいう。

② 優先保育について

和光市では、保護者のいずれもが保育の必要性の認定事由に該当する場合で、かつ、保育を必要とする就学前の子どもが、次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、「優先的に保育を行う必要がある」と認めます。

事由	概要
① ひとり親	和光市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第2項に規定するひとり親家庭であること
② 生活保護	次のいずれかに該当する世帯 ・ 保護者が市の実施する就労支援を受けていること

	・ 保護者が公共職業安定所に求職の申込をしていること
③ 主たる生計維持者の失業	主たる生計維持者が失業し、速やかに就労することが必要な世帯に属していること
④ 虐待・社会的擁護	次のいずれにも該当し、かつ社会的擁護が必要であること ・ 保護者から虐待を受けている（いた）ことがあり、和光市要保護児童対策地域協議会において情報の交換及び協議が行われていること ・ 市が虐待を受けた子ども及びその保護者に対し保護その他必要な支援を行っていること
⑤ 障害	次のいずれかに該当すること。ただし、保育所等で保育を受けることができる場合に限る ・ 身体障害者手帳の交付を受けている、又は４級以上の障害を有していること ・ 埼玉県療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受けている、又はＣ以上の障害を有すること
⑥ 育児休業	保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定であること
⑦ 兄弟姉妹	・ 未就学児の兄弟姉妹が保育を受けようとする期間に市内認可保育施設にしていること ・ 未就学児の兄弟姉妹がいること
⑧ 地域型保育事業又は和光駅前保育園又は地域型事業に移行する家庭保育室に通っていて、当該保育の終了後に連携施設（整備されていない場合は希望園）において保育を受けようとする子ども	次のいずれにも該当すること ・ 市内の小規模保育事業、和光駅前保育園、市内の事業所内保育事業、市内の家庭保育室（地域型保育事業に移行する家庭保育室に限る）による保育を受けていたこと ・ 当該保育の終了後に連携施設（連携施設が整備されていない場合は希望園）において保育を受けようとする子ども <u>※市外在住者（保育を受けようとする年度の４月１日時点）で市内の保育施設に通う場合は、優先対象とはなりません。</u>
⑨ 保育士	保護者のいずれかが保育士として市内の認可保育所等において、１年以上継続して保育に従事する場合
⑩ その他市長が認める事項	

【保育の必要量について】

市は、教育・保育給付認定を行う際、「保育標準時間」・「保育短時間」いずれかの保育必要量の認定をすることとされています。（子ども・子育て支援法第20条第3項他）保育必要量とは、1か月の間に施設型給付や地域型保育給付等の支給対象として、その範囲の中で保育を利用することが可能な最大限の枠のことをいいます。和光市では、下記の区分により、認定を行っています。

保育の必要量の事由		保育必要量の区分
就労	1月当たりの就労時間が120時間以上の場合	保育標準時間※1
	1月当たりの就労時間が120時間未満の場合	保育短時間※2
妊娠・出産		保育標準時間 又は保育短時間
疾病、障害又は介護		保育標準時間 又は保育短時間
災害復旧作業		保育標準時間 又は保育短時間
求職活動		保育短時間
就学	1月当たりの就学又は訓練の時間が120時間以上の場合	保育標準時間※1
	1月当たりの就学又は訓練の時間が120時間未満の場合	保育短時間
育児休業		保育短時間
特例		保育標準時間 又は保育短時間

※1「就労」又は「就学」の場合で1月当たりの就労又は就学の時間が120時間以上の場合も、保護者が希望するときは、家庭状況等確認のうえ、保育短時間認定とすることができます。

保育必要量により、利用することができる保育の必要量（時間）が異なります。

実際の保育時間は、入園後、就労時間等に基づき決定されます。

※2「就労」の事由で、1ヶ月当たりの就労時間が120時間未満であっても、常態として延長保育料金が発生する場合には、「保育標準時間への変更申請書」を提出し、審査を経て保育標準時間認定とすることができます。

※保育料と保育必要量及び時間外保育料の関係については、P24のQ5とP61をご参照ください。

区分	1日あたりの利用（上限）
保育標準時間	11時間まで（7時～18時、市内幼稚園型認定こども園は7時30分～18時30分）
保育短時間	8時間まで（8時30分～16時30分）

【入所決定の流れ】

2号・3号認定に係る利用手続きについて
(保育所・認定こども園(保育部分のみ)・地域型保育事業所※を利用する場合)
※以下「保育所等」とします。

①施設見学等

施設を見学し、施設から保育の内容について説明を受けてください。
※見学をする場合は、必ず施設に電話等で事前予約をしてください。

②支給認定の申請(2号・3号認定申請)

保育サポート課入所相談担当へ、支給認定申請書と添付書類を提出してください。
※申請に必要な書類は、(29ページ参照)
住民票が和光市にない方は、住民登録がある自治体の保育担当窓口へ
支給認定申請をしてください。(34ページ参照)

※②支給認定の
申請と③利用申
込は、同時に行
うことができます。

③利用申込書の提出

和光市在住の方 ※利用申込みに必要な書類は、(29ページ参照)
和光市内・和光市外の保育所等利用の申込み
⇒保育サポート課入所相談担当へ、利用申込書を提出してください。

④認定の審査・判定、及び利用調整(1次判定、2次判定)

市において、提出書類により、保育の必要性に関する項目について、基準指数により判定します。(1次判定)
保育の必要性及び優先度について勘案すべき事項等を2次判定で合議により審査・判定し、入園可能保育所等の利用調整を行います。2次判定は、和光市子ども・子育て支援会議において行います。

⑤支給認定証の交付

及び 利用調整結果の通知

保護者に認定の結果を通知します。
保護者及び施設・事業者利用調整の結果を通知します。

⑥入園説明会・面接

保育所等において、入所説明会及び面接を行います。

施設見学の際に確認
してください

⑦入園・入所

入園が決定した月の1日より入所保育を行い、利用開始となります。
(入所保育の期間は施設や児童の状況により異なります。)

⑧保育料の決定

保育所に入所された場合、利用者負担額(保育料)の納付は、原則、口座振替を利用させていただきます。(認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所へ入所された場合、利用者負担額は各施設に直接納付させていただきます。)

【保育所等入所申込中に申込内容に変更が生じた場合】

申込後の変更・取下げについて

★申込後から入所日までに以下のような変更があった場合には、それぞれ書類の提出が必要です。

	変更等の内容	必要書類
1	希望保育施設を変更したいとき	・希望施設変更届 月々の締切までにご提出ください。（利用案内P.17を確認してください）
2	保護者が転職したとき	・就労証明書 勤務が始まる前の証明日でご提出いただいた場合、勤務開始後に勤務開始証明書のご提出も必要です。
3	保護者が退職したとき	退職後、保育の必要性が確認できるものをご提出ください。
4	申込み後、妊娠が判明したとき	・出産予定表+母子手帳の写し（氏名記載箇所と出産予定日の記載箇所）
5	育児休業が終了し、復職したとき	・復職証明書 復職後、お子さまの保育についてどのようにされているかを支給認定担当までお知らせください。
6	育児休業を取得・延長したとき	・育児休業証明書か就労証明書 就労証明書（育児休業の取得について記載されたもの）をすでに提出されている方は、育児休業証明書をご提出ください。
7	申込児童を認可保育所以外の保育施設等に預けたとき (家庭保育室・一時保育室など)	・保育室等在室証明書 公設園の一時保育室を利用の方は書類の提出は不要ですが、利用している旨を支給認定担当までご連絡をお願いいたします。
8	求職中で申し込んだ方が、就労したとき	・就労証明書 勤務が始まる前の証明日でご提出いただいた場合、勤務開始後に勤務開始証明書のご提出も必要です。
9	求職中の方が保育施設を申請するとき	・求職活動申告書(同意書)・ハローワーク受付票の写し 求職活動中の入所期間は2か月です。また、待機期間中も保育の必要性の確認のため、2か月ごとにこちらの書類をご提出ください。提出がない場合は、求職活動をしていないものとみなします。
10	保護者が就学したとき	・在学証明書等(合格通知・学生証の写し)+時間割表
11	利用申込を取り下げるとき <u>※入所の必要がなくなった場合は、必ず速やかに提出してください。取り下げない場合、年度途中でも入所決定となる可能性があります。</u>	・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業申込み取下げ届 和光市から転出される際も提出が必要です。和光市を通じて、他の市区町村へのお申込みをされている場合にも必ずご提出ください。
12	入所決定後に、入所を取りやめるとき	・特定保育利用辞退申出書 速やかにご提出をお願いいたします。
13	連絡先・住所等が変わったとき	・変更届 市内での引っ越し、電話番号が変わるとき等にご提出ください。

※申込み内容に変更があったときには、保育サポート課入所相談担当まで必ずご連絡をお願いいたします。申込み時と異なる状況が判明したときには、入所決定の取消しになる場合があります。

【保育所等入所後（在園中）に認定内容に変更が生じた場合】

認定内容に変更があった場合は、認定変更申請が必要となります。

保護者様より変更に係る書類を提出いただいた上、認定変更を行います。

① 認定変更申請が必要な方

（１）保育の利用を必要とする事由に変更がある場合

（２）保育必要量に変更がある場合

例１：１０月末に父が退職し、次の職場を探す

認定事由 就労→求職活動 **保育必要量** 標準時間→短時間

認定期間 １１月１日～１２月３１日（この間に就労しないと退園）

例２：１０月末で母の育休認定期間が終了し、復職する

認定事由 育児休業→就労 **保育必要量** 短時間→標準時間

認定期間 １１月１日～（卒園年度の）３月３１日

② 認定変更申請に係る必要書類

（１）教育・保育給付認定（変更）申請書 ※様式第１号

（２）変更となった事由を証明する書類（事由に応じ、下表のとおり）

変更内容	保育必要量	必要書類
就労	月 120 時間以上：標準時間又は短時間 （保護者申請により短時間認定可） 月 120 時間未満：短時間	（１）就労（予定）証明書 （２）シフト表（シフト勤務の場合） （３）勤務開始証明書（就労開始より前に就労（予定）証明書を提出した場合）
妊娠・出産	標準時間又は短時間 （保護者申請により短時間認定も選べます）	（１）出産予定表 （２）母子手帳のコピー（表紙及び出産予定日記載ページ）
育児休業	短時間	（１）育児休業証明書
疾病・障害	標準時間又は短時間 （診断書により市で認定）	以下のいずれか一つ提出が必要 （１）和光市指定様式による診断書 （加療期間と保育状況が記載されたもの） （２）障害者手帳等の写し
介護	月 120 時間以上：標準時間又は短時間（保護者申請により短時間認定可） 月 120 時間未満：短時間	（１）介護状況申告書 （２）障害者手帳等/診断書/入院計画書/重度心身障害者医療受給者証の写し

災害復旧作業	標準時間又は短時間	災害復旧に従事していることを証する書類
求職活動	短時間	求職活動申告書
就学	月120時間以上：標準時間又は短時間 (保護者申請により短時間認定可) 月120時間未満：短時間	(1) 入学証明書/在学証明書 (2) 時間割 (3) 学生証
結婚/離婚等による世帯構成変更		《結婚》 (1) 新たに世帯員となった方の保育を必要とする事由の必要書類 (2) 課税証明書(提出が必要な方には担当より依頼いたします) 《離婚》 (1) ひとり親であることの申立書 (2) 離婚受理証明書/戸籍謄本/ひとり親家庭等医療費受給者証いずれかの写し (3) 離婚協議又は調停中であることがわかる書類の写し(離婚協議中又は調停中の場合) (4) 保護者の収入が103万円未満の場合で同居の祖父母等がいる場合、その同居人の課税証明書(提出が必要な方には担当より依頼いたします)

※必要書類は、市役所窓口又は市HP、在園施設より取得できます。

③提出場所

和光市保育サポート課入所相談担当又は在園している施設（市内施設に限る）

④申請提出期限

原則 変更の原因となる事由が判明した時点での事前申請となります。

（このため、求職活動中の場合で、採用予定で変更申請書＋就労証明書を提出した場合は、就労開始後に勤務開始証明書を追加で提出いただきます）

例外 既に認定事由が変更した後の提出となる場合は、速やかに必要書類を提出してください。

⑤認定変更の効力

原則 変更申請書および必要書類が提出された日の属する月の翌月から
（月の初日に提出した場合はその月から）

※「提出日」＝市役所窓口又は在園施設での受理日

例1：求職中だったが、6月15日から就労の旨の申請を5月31日に

受理→**効力発生日**6月1日

例2：月120時間未満の就労だったが、5月1日より月120時間を
超え、保育必要量を標準時間に変更した旨の申請を5月15日に受理
→**効力発生日**6月1日

例外 求職活動については事由の発生日から

例1：7月末日で退職し、求職中だったが、その申請を8月5日に受理

→**効力発生日**8月1日～（求職事由自体は月初から発生）

認定期間8月1日～9月30日まで

例2：10月5日に退職し、翌日申請を受理

→**効力発生日**10月6日～

認定期間10月6日～12月5日まで

⑥認定期間

事由に応じて、認定期間（在園可能期間）が異なります。

※いずれも就学前までが最長となります。

認定事由	認定期間
就労	雇用期間終了日まで
妊娠・出産	出産日から起算して8週間が経過した日の翌日が属する月の月末
育児休業	次のうち、いずれか早い日まで。 ・育児休業期間（延長後の期間含む）の終了日の属する月の月末 ・育児休業対象児童が満1歳に達する日の属する年度の翌4月30日
疾病・障害	診断書又は障害者手帳の有効期限日まで ※診断書に加療期間の記載ない場合は、診断書発行時から1年間。 ※障害者手帳の期限がない場合は就学前まで
介護	介護状況終了まで（障害者手帳等/診断書/入院計画書等、添付書類の有効期限で判断）
求職活動	退職日の翌日から起算して2ヶ月が経過する日まで
就学	在学期間終了まで

⑦利用者負担額（保育料）の変更

認定変更に合わせて保育料も変更となります。

求職活動への月途中の認定変更の場合、又は結婚・離婚等により保育料算定対象者が変更となる場合、保育料は認定変更日の翌月（1日の変更日の場合は当月）から変更となります。

⑧保育時間の変更

認定変更に伴い、保育必要量（標準時間認定・短時間認定）の他、利用できる保育時間も変更となる場合があります。在籍している保育施設へ必ずご相談ください。

和光市外へ転出後、現在通っている保育施設に継続通園を希望する場合

●転出後の手続きについて

転出先自治体保育園担当窓口にて、継続通園に必要な書類をご提出ください。（手続き方法については、転出先自治体担当窓口へお問い合わせください）

●在園期間について

【和光市の公設保育園ご利用の場合】

（１）保護者のいずれかが和光市内在勤の場合・・・保育実施期間まで在園可

（２）保護者のいずれもが和光市外在勤の場合・・・転出等の事由が発生した日が属する

年度の年度末まで在園可能

【和光市の民設保育園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠） をご利用の場合】

保育実施期間まで在園可（最長就学前まで※和光駅前保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所の場合は２歳児クラスの年度末まで）

※上記在園期間については保護者の支給認定の内容により異なる場合がありますのでご注意ください。

●保育料について

【和光市の公設保育園ご利用の場合】

転出先自治体で保育料を決定し、和光市で徴収いたします。

【和光市の民設保育園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠） をご利用の場合】

転出先自治体で保育料を決定し、転出先自治体にて徴収します。認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所については、各園で徴収いたします。

【11】 保育施設等について

教育・保育施設及び地域型保育事業所の種類

施設・事業の種類 (対象年齢)		施設・事業の概要
幼稚園 (3～5歳)		昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間の前後や夏休みなど園の休業中に預かり保育などを実施する、学校教育施設です。
保育所 (0～5歳)		保護者の就労や疾病などの事由により、保育を必要とする就学前までの児童を保育する児童福祉施設です。
認定こども園 (0～5歳) ※1		幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。 【0～2歳】夕方までの保育（園により延長保育、一時預かり等を実施） 【3～5歳】昼過ぎごろまでの教育時間のほか、それ以降保育が必要な場合は夕方までの保育を実施（園により時間外保育、一時預かり等を実施） 【認定こども園の類型】 (1) 幼保連携型・・・幼稚園機能と保育所機能を持つ単一の認可施設（学校及び児童福祉施設） (2) 幼稚園型・・・認可幼稚園に保育所機能（預かり保育又は認可外保育施設）を付与した施設 (3) 保育所型・・・認可保育所に幼稚園機能（保育の必要がない子ども（3歳以上）の教育・保育）を付与した施設 (4) 認可外保育施設型（地方裁量型）・・・幼稚園機能と保育所機能を持つ認可外保育施設
地域型保育事業所 (0～5歳)	小規模保育事業所 ※2	0～2歳までの子どもを対象に、定員6～19名で、保育を実施する事業所です。A型、B型、C型の3区分があります。
	家庭的保育事業所 ※3	家庭的保育者の居宅その他のスペースで、定員5人以下のお子さんを保育する事業所です。
	居宅訪問型保育事業所 ※3	保育を必要とする子の居宅において、1対1の保育を実施する事業所です。
	事業所内保育事業所	会社の保育施設等で、従業員の子どもに加えて、一定割合、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業です。

※1 市内の認定こども園の類型や受入れ年齢等の詳細につきましては、施設案内をご確認ください。

※2 市内小規模保育事業所には、A型とB型があります。

小規模保育事業所A型：必要とされる保育に従事する職員の全てが保育士です。（一部特例あり）

小規模保育事業所B型：必要とされる保育に従事する職員の1/2以上が保育士で、その他の職員は、市長が行う研修を受講した保育従事者です。

※3 現在、市内に家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所はありません。

市内保育所・小規模保育事業所等 MAP



幼稚園(3歳～小学校前まで)
kindergarten
※幼稚園は対象外
Not subject to adjustment

★ I	やまと幼稚園 YAMATO
★ II	大和すみれ幼稚園 YAMATO-SUMIRE

保育所・認定こども園
(0歳～小学校前まで)
(0 age - before elementary-school)

☐ 1	みなみ保育園 MINAMI
☐ 2	しらこ保育園 SHIRAKO
☐ 3	にいくら保育園 NIKURA
☐ 4	ほんちよう保育園 HONCHOU
☐ 5	ひろさわ保育園 HIROSAWA
☐ 6	キッズエイド和光保育園 KIDS-AID WAKO
☐ 7	和光駅前保育園(2歳児まで) WAKO EKIMAE (under 2 ages)
☐ 8	下新倉みどり保育園 SHIMONIKURA-MIDORI
☐ 9	ハレルヤ保育園 HALLELUJAH
☐ 10	ゆめの木こども園 YUMENOKI
☐ 11	あすの木保育園 ASUNOKI
☐ 12	聖仁育舎 RIJINKUSHA
☐ 13	諏訪ひかり保育園 SUWA-HIKARI
☐ 14	キッズエイド吹上保育園 KIDS-AID HUKIAGE
☐ 15	和光プライムスター保育園 WAKO PRIME-STAR
☐ 16	和光どろんどろん保育園 WAKO DORONKO
☐ 17	中央ひなた保育園(3歳児から) CHUOU HINATA (3ages or older)
☐ 18	下新倉プライムスター保育園 SHIMONIKURA PRIME-STAR
☐ 19	丸山台プライムスター保育園 MARUYAMADAI PRIME-STAR (1歳児から)(1ages or older)
☐ 20	和光なかよしこども園 WAKO NAKAYOSHI KODOMOEN
☐ 21	小羊幼稚園(3歳児から) KOHITSUJI (3ages or older)
☐ 22	新倉幼稚園(3歳児から) NIKURA (3ages or older)

小規模保育事業所等(0歳～2歳になる年の年度末まで)
(0 age - 2 ages)

☐ 1 和光第2エンゼル保育園(1歳児から) WAKO DANI ANGEL	☐ 9 和光リトルスター保育園 WAKO LITTLE-STAR	☐ 17 和光第3エンゼル保育園(1歳児から) WAKO DAISAN ANGEL	☐ 25 さいたま保育園(1歳児から) SAITAMA (1 & 2ages)
☐ 2 あそびのてんさい和光保育園 ASOBINOTENSAI WAKO	☐ 10 下新倉リトルスター保育園 SHIMONIKURA LITTLE-STAR	☐ 18 しらか北リトルスター保育園 SHIRAKOKITA LITTLE-STAR	
☐ 3 あそびのてんさい和光北口保育園 ASOBINOTENSAI WAKO-KITAGUCHI	☐ 11 ひだまりの保育園 HIDAMARINO	☐ 19 しらか南リトルスター保育園 SHIRAKOMINAMI LITTLE-STAR	
☐ 4 フェリーチェ和光園 FELICE WAKO	☐ 12 第2ひだまりの保育園 DAINI HIDAMARINO	☐ 20 丸山台ひなた保育園(1歳児から) MARUYAMADAI HINATA (1 & 2ages)	
☐ 5 フェリーチェ和光Ⅱ園(1歳児から) FELICE WAKO II (1 & 2ages)	☐ 13 和光市ひなた保育園 WAKOSHI HINATA	☐ 21 第3ひだまりの保育園 DAISAN HIDAMARINO	
☐ 6 さくらさくみらい 和光 SAKURASAKU WAKO	☐ 14 わこっちリトルスター保育園 WAKOCCHI LITTLE-STAR	☐ 22 スピカ☆リトルスター保育園 SPICA☆LITTLE-STAR	
☐ 7 つかさ保育園 TSUKASA	☐ 15 リトルスター保育園さつきちゃんのおうち SATSUKICHAN-NO-OUCHI	☐ 23 シリウス☆リトルスター保育園 SIRIUS☆LITTLE-STAR	
☐ 8 マリーポピンズ和光ルーム MARY POPPINS WAKO	☐ 16 和光エンゼル保育園 WAKO ANGEL	☐ 24 やまなかリトルスター保育園(1歳児から) YATONAKA☆LITTLE-STAR (1 & 2ages)	

※ 幼稚園は通常の預かり時間を延長して児童を預かる「預かり保育」があります。

◎保育所及び認定こども園

運営形態	番号	保育園名	運営	定員 ※9	住所	電話	駐車場	園庭	看護師	預かり時間 上限(平日※7)
公設 公営	1	みなみ保育園	和光市	180	南2-3-3	450-4641	○	○	○	0歳 18時 満1歳～ 20時
公設 民営	2	にいくら保育園	社会福祉法人 朝霞地区福祉会	110	新倉1-36-2	463-2002	○	○	○	0歳 18時 満1歳～ 20時
	3	ほんちょう保育園		90	本町31-18	465-5200	×	○	○	0歳 18時 満1歳～ 20時
民設 民営	4	しらこ保育園	学校法人柳下学園	90	白子3-29-10	464-7400	○	○	△	0歳 18時 満1歳～ 19時半
	5	ひろさわ保育園 ※8	社会福祉法人 なかよし会	108	広沢1-2	461-1043	○	○	△	0歳 18時 満1歳～ 20時
	6	キッズエイド和光保育園	NPO法人 エイドセンター	90	本町31-6 CIハイツ内	460-1068	○	×	○	0歳 18時 満1歳～ 19時
	7	和光駅前保育園 ※1	医療法人社団 喜恵会	20	新倉1-2-67 2F	461-2120	×	×	×	0歳 18時 満1歳～ 20時
	8	下新倉みどり保育園	社会福祉法人 翠生会	60	下新倉5-13-10	451-6433	○	○	×	0歳 18時 満1歳～ 19時
	9	ハレルヤ保育園	社会福祉法人 白百合会	60	新倉5-9-92	451-5300	○	○	×	0歳 18時 満1歳～ 19時
	10	あすの木保育園	社会福祉法人 赤い鳥保育会	70	丸山台3-5-8	465-2177	○	○	×	20時
	11	里仁育舎 ※2	社会福祉法人 萌樹会	60	下新倉2-34-36	423-7184	×	×	×	0歳 18時 満1歳～ 20時
	12	諏訪ひかり保育園	社会福祉法人 豊友会	90	諏訪2-5 埼玉病院敷地	423-7614	○	○	○	0歳 18時 満1歳～ 20時
	13	キッズエイド吹上保育園	社会福祉法人 エイドセンター	60	白子3-15-25	423-5071	○	○	○	0歳 18時 満1歳～ 19時半
	14	和光プライムスター保育園	三和エンジニアリング 株式会社	90	下新倉1-5-15	423-9881	○	×	○	0歳 18時 満1歳～ 20時
	15	和光どろんこ保育園	社会福祉法人 どろんこ会	90	新倉2-4-53	424-3656	×	○	×	20時
	16	中央ひなた保育園 ※3	社会福祉法人 ことの葉会	69	中央1-1-6	424-8103	×	×	×	20時
	17	下新倉プライムスター保育園	三和エンジニアリング 株式会社	90	下新倉1-5-16	485-9188	○	×	×	0歳 18時 満1歳～ 20時
	18	丸山台プライムスター保育園 ※4	三和エンジニアリング 株式会社	80	丸山台2-28-13	423-7082	○	×	×	20時
認定 こども 園	19	和光なかよしこども園 ※8	社会福祉法人 光輪会	90	広沢1-5-53	458-3960	○	○	×	0歳児クラス 18時 1歳児クラス～ 19時
	20	小羊幼稚園	学校法人シオン学園	30	本町15-16	463-3174	○	○	×	18時半
	21	新倉幼稚園	学校法人大和学園	60	下新倉2-45-5	466-2080	○	○	×	18時半
	22	ゆめの木こども園	社会福祉法人 赤い鳥保育会	90	白子2-14-62	463-8791	○	○	×	20時

※看護師 ○:常勤 △:非常勤 ×:いない

- ※1 和光駅前保育園の対象児童は0歳児（生後57日以降）～2歳児です。
- ※2 里仁育舎は、給食に牛乳・卵・乳製品・肉・精白糖を使用しておりません。主なたんぱく源は大豆などの植物性食品ですが、一部ツナや小魚等を使用します。
- ※3 中央ひなた保育園の対象児童は3歳児～5歳児です。
- ※4 丸山台プライムスター保育園の対象児童は1歳児～5歳児です。
- ※5 看護師の配置は利用案内作成時点のものです。詳細は各園にお問い合わせください。
- ※6 登園手段（ベビーカーや自転車の使用など）については、見学の際に各園にご確認ください。
- ※7 土曜日に時間外保育を実施しているかどうかは、施設案内の各施設のページをご覧ください。
- ※8 ひろさわ保育園は、送迎時に和光市役所の駐車場を使用することができます。
和光なかよしこども園は、送迎時にわびあの駐車場を使用することができます。
- ※9 定員に認定こども園の1号認定（幼稚園機能）部分の人数は含みません。

◎小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

運営形態	分類	番号	小規模保育事業所名 /事業所内保育事業所名	運営	定員	住所	電話	駐車場	園庭	看護師	預かり時間 上限(平日※7)
民設民営	B型	1	和光第2エンゼル保育室※1	有限会社 三原学園	19	本町19-1	458-3514	○	×	×	満1歳～ 19時半
	A型	2	あそびのてんさい和光保育園	株式会社 ウインズ	19	丸山台1-9-19	467-3085	×	×	×	19時
	B型	3	あそびのてんさい和光北口保育園		19	新倉1-2-41	487-9938	×	×	×	19時
	A型	4	保育ルームフェリーチェ和光園	SOUキッズケア 株式会社	19	本町11-3 シンフォニー1階	467-6766	×	×	×	20時
	A型	5	保育ルームフェリーチェ和光Ⅱ園 ※1		19	本町5-28 KSビル1階	469-6555	○	×	×	20時
	A型	6	さくらさくみらい 和光	株式会社 さくらさくみらい	19	白子2-23-7 第2サンライズビル	450-3939	×	×	×	19時
	A型	7	つかさ保育園和光市和光園	ツカサコア 株式会社	19	白子2-24-15 クレールマンション 1F	234-9209	×	×	×	0歳 18時 満1歳～ 19時
	B型	8	メリー★ポピンズ 和光ルーム	株式会社 ゴーエスト	19	下新倉1-1-62 ハイドレインジヤ 1F	466-0100	×	×	×	20時
	A型	9	和光リトルスター保育園	三和エンジニアリング 株式会社	19	白子3-35-7	487-9001	○	×	×	0歳 18時 満1歳～ 19時
	A型	10	下新倉リトルスター保育園		19	下新倉4-12-54	424-5560	○	○	×	0歳 18時 満1歳～ 19時
	A型	11	ひだまりの保育園※5	株式会社 アイサニー	19	新倉2-17-31	486-9038	○	×	×	19時
	A型	12	第2ひだまりの保育園		19	丸山台2-12-13	487-7316	○	×	×	19時
	A型	13	和光市ひなた保育園	株式会社 ハッピーストーリー	19	新倉1-10-74	462-8185	○	×	×	20時
	A型	14	わこうっちリトルスター保育園	三和エンジニアリング 株式会社	19	新倉1-2-9 1F	458-0647	○	×	×	0歳 18時 満1歳～ 19時
	B型	15	リトルスター保育園 さつきちゃんのおうち		19	下新倉2-39-24 1F	423-0157	○	○	×	0歳 18時 満1歳～ 19時
	B型	16	和光エンゼル保育室	有限会社 三原学園	19	本町12-12 優美ビル 1F	465-1463	○	×	×	0歳 18時 満1歳～ 19時半
	B型	17	和光第3エンゼル保育室※1		19	本町12-12 優美ビル 2F・3F	424-5351	○	×	×	満1歳～ 19時半
	B型	18	しらこ北リトルスター保育園	三和エンジニアリング 株式会社	19	白子3-8-37	487-9904	○	×	×	0歳 18時 満1歳～ 19時
	A型	19	しらこ南リトルスター保育園		19	白子1-25-1	423-5582	○	×	×	0歳 18時 満1歳～ 19時
	A型	20	丸山台ひなた保育園 ※1	社会福祉法人 ことの葉会	19	丸山台2-11-1-1F	485-7138	○	×	×	20時
	B型	21	第3ひだまりの保育園	株式会社 アイサニー	19	新倉3-5-28	487-7388	○	×	×	19時
	B型	22	スピカ☆リトルスター保育園	三和エンジニアリング 株式会社	19	下新倉2-9-33	424-4304	×	×	×	0歳 18時 満1歳～ 19時
	B型	23	シリウス☆リトルスター保育園		19	白子2-14-38	458-0574	×	×	×	0歳 18時 満1歳～ 19時
	A型	24	やとじま☆リトルスター保育園 ※1		19	下新倉2-6-6	424-8344	○	○	×	19時
	事業所内	25	さいたま保育園 ※2	国立病院機構埼玉病院	24	諏訪2-1	461-5782	○	○	×	20時

- ※1 和光第2エンゼル保育室、保育ルームフェリーチェ和光Ⅱ園、和光第3エンゼル保育室、丸山台ひなた保育園、やとじま☆リトルスター保育園の対象児童は1歳児～2歳児です。
- ※2 さいたま保育園は地域枠と従業員枠が設定され、和光市では地域枠（一般市民の枠）のみを選考いたします。上記定員は地域枠の定員です。また、さいたま保育園の地域枠の対象児童は1歳児～2歳児です。
- ※3 看護師の配置は利用案内作成時点のものです。詳細は各園にお問い合わせください。
- ※4 登園手段（ベビーカーや自転車の使用など）については、見学の際に各園にご確認ください。
- ※5 ひだまりの保育園は令和8年4月に新倉1丁目（駅徒歩3分）へ移転する予定です。

連携施設について

和光市では、令和3年4月以降、連携施設の設定がされている施設がございます。

連携施設とは、2歳児クラスまでで卒園となる小規模保育事業所等（以下では、2歳児クラスまで利用する施設を「連携元の施設」といいます。）を卒園した後に、3～5歳児クラスでの保育を行う施設をいいます。

現在、連携施設の設定がされている施設は下の表のとおりです。

具体的には、下の表の左側に記載された連携元の施設を卒園した後に、新たに入所申込をしなくても、入所後の適切な時期にお渡しする「連携施設入所意思確認書」を提出して連携施設への入所を希望することで、表の右側に記載された3～5歳児クラスでの保育を行う連携施設への入所ができるようになります。

連携施設への入所を希望した場合、新年度の4月入所第一次選考受付期間中の入所申込は不要となります。

○令和3年4月1日から連携している施設

連携元の施設	連携施設
下新倉リトルスター保育園	下新倉プライムスター保育園
リトルスター保育園さつきちゃんのおうち	和光プライムスター保育園（2名）
	下新倉プライムスター保育園（5名）
スピカ☆リトルスター保育園	和光プライムスター保育園
さいたま保育園（地域枠）	諏訪ひかり保育園

※リトルスター保育園さつきちゃんのおうちについては、連携先が2か所となるため、保護者の希望を確認の上、当該施設にて調整することとなります。

○令和4年4月1日から連携している施設

連携元の施設	連携施設
メリーポピンズ和光ルーム	和光どろんこ保育園
和光市ひなた保育園	中央ひなた保育園
丸山台ひなた保育園	

○令和6年4月1日から連携している施設

連携元の施設	連携施設
ひだまりの保育園	新倉幼稚園（幼稚園枠か保育園枠をお選びいただけます。）
第2ひだまりの保育園	
第3ひだまりの保育園	

※前ページの連携予定施設の表の左側に施設名がない小規模保育事業所等を利用している場合や、連携元の施設を利用しているが、連携施設とは別の施設への入所を希望する場合は、市の利用調整の対象となるため、卒園する年度の10月中旬以降に実施する、新年度の4月入所第一次選考受付期間中に、卒園後に入所を希望する施設への入所申込が必要となります。

なお、連携施設以外の施設への入所を希望する場合（以下の③）、一般の申込（④）よりは優先されますが、連携施設の設定がない施設を卒園する児童の申込（②）よりは優先されないため、ご注意ください。

【小規模保育事業所等卒園児の優先の順序】

- ①連携施設がある施設を卒園して、連携施設への入所を希望する場合
- ②連携施設がない施設を卒園して、いずれかの園に入所を希望する場合
- ③連携施設がある施設を卒園して、連携施設以外への入所を希望する場合
（ひだまりの系列園を令和9年3月に卒園する児童までは、特例として③について②と同じ順序として扱います。）
- ④小規模保育事業所等に通園していない児童が新たに入所を希望する場合

【12】 保育時間について

通常保育時間	(月)～(金) 午前7時～午後6時まで(市内幼稚園型認定こども園は午前7時30分から午後6時30分まで)の11時間の内、保育を必要とする時間 ※保育時間は、各保育園が決定することになっています。詳細は各園にお問い合わせください。
時間外保育時間	(月)～(金) 午後6時以降、各施設において定める時間 ※土曜日に時間外保育を実施しているかどうかは、施設案内の各施設のページをご覧ください。

【13】 時間外保育について

時間外保育とは、やむを得ない理由により、保育標準時間または保育短時間の時間帯を超えて保育を必要とする子どもに対し提供する保育です。(P47参照) 地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、国・県・市が一部費用を負担します。

午後6時以降に行う時間外保育(通常時間外保育)と短時間認定を受けた子どもに対し、午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時までの間に行う時間外保育(短時間時間外保育)があります。

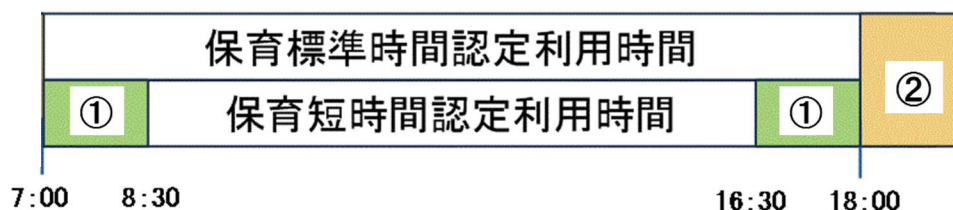
※和光市内保育園・小規模保育事業所における「保育標準時間」・「保育短時間」

保育標準時間…午前7時から午後6時まで

(市内幼稚園型認定こども園は午前7時30分から午後6時30分まで)

保育短時間…午前8時30分から午後4時30分まで

※上記の時間を超える部分(下記図の①及び②の部分)は、時間外保育になり、利用する場合は時間外保育料が掛かります。



※ ①が短時間時間外保育、②が通常時間外保育

※時間外保育料は各園で設定を行っております。詳細は別冊の施設案内にてご確認ください。

※夕食の提供(ミルクの提供を除く)を受ける場合は、別途夕食代がかかります。

※保育短時間認定の方で、就労時間の関係により毎日午後4時30分以降のお迎えになるというような場合も、時間外保育料がかかります。園によっては月額で時間外保育料を定めている場合もありますので、時間外保育料についての詳細は各園にお問い合わせください。

【14】チャレンジ保育について

利用案内において、「障害児」にかわる言葉として、「チャレンジ」を用いています。「チャレンジ」には挑戦という使命や課題、チャンスを与えられた人の意味があります。

(1) 保育内容

児童の発達に応じた個別計画を作成し、それに基づき保育を行います。

(2) 対象：次のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 和光市在住で保育の必要性がある。
- ② 発達の遅れがある、または心身に障害のあるお子様。
※具体的には次に該当するお子様
ア 「身体障害者手帳」の交付を受けている。
イ 「療育手帳」の交付を受けている。
ウ 上記と同程度の発達の支援が必要な状態にある。
- ③ 日常的な集団保育が可能である。

※ 事前に子育て世代包括支援センターケアマネジャーまたは相談支援事業所の相談支援専門員にご相談いただくか、保育センター（048-483-4407）にご相談の上、申請ください。

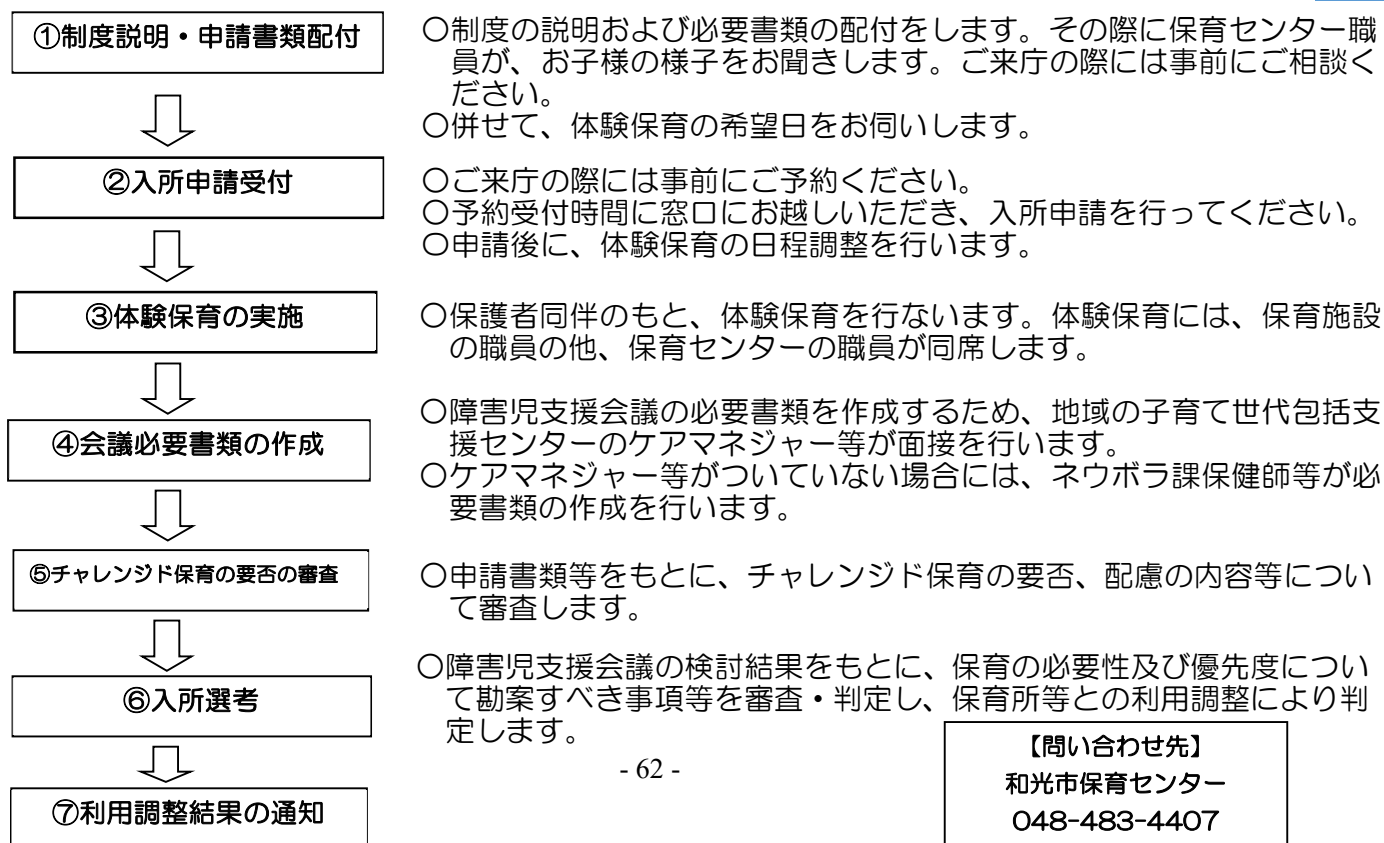
※ （和光市に転入予定のお子様）
前自治体で療育を受けていた場合や在籍されている保育施設で配慮の必要性があった場合には、事前に保育センターまでご連絡ください。

(3) 実施保育施設

市内保育所・小規模保育事業所・認定こども園

- ※1 各施設の利用状況やお子様の心身状況によって、希望された施設に入所できない場合があります。希望施設につきましては入所申請時にご相談ください。
- ※2 施設の設備等も考慮し、お子様の配慮が必要な内容に適した施設をお選びください。お子様を受け入れできる体制は施設によって異なりますので、お子様の状態や配慮が必要な内容によっては受け入れが難しい場合があります。事前にご相談ください。
- ※3 さいたま保育園は事業所内保育事業所であるため、チャレンジ保育の対象外となります。

●入園までの流れ（予定） ※詳細についてはお問い合わせください。



【15】その他の子ども・子育て支援について

1 一時保育

《 問い合わせ・申込は **保育園(一時保育室)** または **保育サポート課 入所相談担当** 》
保護者の週3日までの短時間・断続的な仕事など、様々な理由で一時的にお子さんを預けたいとき、**みなみ保育園・しらこ保育園**で保育をします。また、チャレンジド(障害児)の一時保育は、ほんちょう保育園で実施しています。

詳細については、「和光市一時保育事業案内」等をご覧ください。

- みなみ一時保育室(TEL450-4643) 定員 1日20名(うち0歳児6名)
- しらこ一時保育室(TEL464-0140) 定員 1日10名(うち0歳児3名)
- ほんちょう保育園(TEL465-5200) 定員 1日3名

★民設保育園の自主事業として、以下の施設でも一時保育を実施しています。

- 諏訪ひかり保育園一時保育 ※例年4月～5月中旬まで休止(TEL423-7614)
- キッズエイド吹上保育園一時保育 (TEL424-3133)
- わこうっちリトルスター保育園一時保育(TEL458-0647)
- 和光プライムスター保育園一時保育(TEL423-9881)
- 下新倉プライムスター保育園一時保育(TEL485-9188)
- 第2ひだまりの保育園一時保育(TEL487-7316)
- 和光どろんこ保育園一時保育 (TEL424-3656)
- 和光なかよしこども園一時保育(TEL458-3960)

※一時保育は、保育所、小規模保育事業所等に通園している児童は利用できません。

2 病児・病後児保育

諏訪ひかり保育園

《 問い合わせ・申込は **諏訪ひかり保育園 やわら** (TEL423-7614) 》

満6ヵ月～10才までの児童が風邪や水ぼうそう等にかかり、集団生活が困難な期間、諏訪ひかり保育園(やわら)で一時的に保育をします。定員は、原則、1日4名までで、1回の利用は、医師連絡票に基づき、最長5日間まで利用ができます。※利用には事前登録が必要です。お電話にてお申込みください。登録の翌日以降から利用ができます。

- 対象児童 風邪・扁桃腺炎・気管支炎・水ぼうそう・おたふく風邪・風疹・下痢・嘔吐・骨折・その他医師が利用可能と判断した病気
- 保育時間 (月～金) 8:30～18:00の間で保育を必要とする時間
- 利用料 4,000円(キャンセル料 2,000円)

キッズエイド吹上保育園

《 問い合わせ・申込は **キッズエイド吹上保育園** (TEL423-5071) 》

満1才～10才までの病中又は病気の回復期にあって、集団生活が困難な期間、キッズ

エイド吹上保育園の専用スペースで一時的に保育します。定員は、原則、1日3名までです。※利用には事前登録が必要です。

●対象児童 病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な児童

●保育時間 (月～金) 9:00～17:00 の間で保育を必要とする時間

●利用料 2,000円/半日(キャンセル料は利用時間の半額を徴収します)

食事は必要に応じて別途徴収します(200円/食(小学生未満)、400円/食(小学生)、おやつ100円/回)

和光駅前保育園 【令和7年4月開室予定】

《 問い合わせ・申込先は今後決定次第お知らせします 》

※事前連絡必須。

●場所 和光駅前クリニック内 3階フロア

●対象年齢 満6か月～就学前まで

●保育時間 (月～金) 9:00～17:00 の間で保育を必要とする時間

●利用料 4,000円

3 緊急サポート事業

《問合せ・申込は **緊急サポートセンター埼玉**

(TEL048-297-2903) 7～20時》

お子さんの風邪や発熱時の預かりや送迎、緊急的な一時預かり、

宿泊を伴うお子さんの預かり等は、**緊急サポート事業**をご利用

ください。※利用には事前登録が必要です。インターネットより登録が可能です。



4 休日保育《 申込は **みなみ一時保育室** 》

保護者の就労で、日曜・祝日(12月29日から1月3日を除く)に保育ができないとき、**みなみ一時保育室**で保育します。定員は、申込順に1日当たり10名(うち0歳児は3名まで)です。利用希望日の属する月の前月の初日から利用したい日の5日前(土・日・祝日を除く)までに申込が必要です。

※申込みには休日保育用就労証明書等が必要です。

●保育時間 (日曜、祝日) 7:30～18:30 の間で保育の必要性がある時間

5 年末保育

《 申込は **各保育園・小規模保育事業所** または **保育サポート課 入所相談担当** 》

保護者の就労で、年末の12月29日・12月30日(日曜日にあたる場合は実施なし)に保育ができないとき、**にいくら保育園**で保育します。定員は1日当たり10名(うち0歳児は3名まで)です。受付は例年11月に行います。詳細は、市HPや保育園等の掲示をご覧ください。

●保育時間 7:30～18:30 の間で保育の必要性がある時間

6 家庭保育室《 申込は **各家庭保育室** 》

家庭を基盤とした環境で乳幼児の保育を行っている施設です。市では、家庭保育室利用料（保育料）の助成を行っています。詳細については、和光市HPをご覧くださいか、**保育サポート課入所相談担当**までお問い合わせください。

7 ファミリーサポートセンター

《 申込・登録は**和光市ファミリーサポートセンター運営事務局**
(TEL 090-6530-0961) 9～16時 》



「育児の援助を受けたい人（依頼会員）」と「育児の援助を提供できる人（協力会員）」とが事前に登録し、相互に育児を助け合う会員組織です。依頼会員は、和光市に在住・在勤で、生後57日から小学生までのお子さんがいれば、どなたでも登録いただけます。事前に市が実施する研修を受けた協力会員がお子さんのお預かりなどをいたします。依頼した時間（協力会員が自宅を出て帰宅するまでの時間）に応じて、依頼会員が協力会員に謝礼を支払います。

※利用には事前登録及び打ち合わせが必要です。詳細はセンターのHPにてご確認ください。

（活動例）

- ・ 保育園や学校、学童クラブ等の登園（登校）前、降園（下校）後の預かり
- ・ 保育園等への送迎
- ・ 保護者のリフレッシュ時の預かり
- ・ 保護者の通院など、子どもの同伴が困難な場合の預かり

●対象児童 生後57日から小学6年生までのお子さん

●謝礼（令和6年9月現在）

平日 午前7時～午後7時	30分ごとに390円
平日 午前6時～午前7時、午後7時～午後10時	30分ごとに450円
土曜・日曜・祝日 午前6時～午後10時	30分ごとに450円
年末年始 午前6時～午後10時	30分ごとに510円
打ち合わせ	1回800円

上記のほか、お母さんが妊娠中や産後を安心して過ごせる様お手伝いをする「産前・産後サポート事業」も実施しております。（対象、謝礼は上記と異なります。）

詳細は、**和光市ファミリーサポートセンター運営事務局**へお問い合わせください。

【メモ欄】

【１６】 保育施設での生活について

和光市の保育施設では、子どもが自己肯定感を持ち、健やかに育つための保育を行っています。

子育て家庭とともに、子どもの成長を見守り、温かな関わりを通じて、子どもたちの成長を支えています。



和光市には多くの保育施設があります。各施設には、様々な特色や魅力があり、保育内容や行事等も各施設で異なります。施設選びをする際には、施設見学等を行い、実際の施設の雰囲気等をみていただくことをお勧めしています。

大切なお子様が、安全で楽しく生き生きとした保育園生活を送れるように、ぜひ一度、保育施設に足を運んでみてください。

※施設見学の詳細については各保育施設に直接お問い合わせください。

※園開放「保育園あそぼう会」を実施している施設もあります。市ＨＰをご覧ください。

さい。

【 確認ポイント 】（一例）

- ★保育所と小規模保育事業所の違いって？
- ★自宅からはどれくらい？
- ★保育内容・保育理念は？
- ★行事はどのくらいあるの？

車で通いたいけど…駐車場はあるかな？
57ページと58ページの保育施設一覧も
みてね。



保育園では、いろんな経験が
できるいいな♪
園によって保育内容や
取り組みが違っているみたい。



入所申請に関するご相談は、下記でお受けしています。お困りごと等がございましたら、担当までお気軽にお問い合わせください。

《問い合わせ先》

部署名	電話番号	相談内容
和光市 保育サポート課	048-424-9130	入所申請に必要な書類、募集人数、申請状況の傾向等の <u>選考に関する</u> こと。
和光市 保育センター	048-483-4407	各保育施設の特徴や雰囲気、保育方針等の <u>保育内容に関する</u> こと。

【入所にあたり…】

●アレルギーや病気など

保育施設では、保育士やお友達と給食を通してコミュニケーションを深め、信頼関係を気付くことを大切にしています。

お子様にアレルギーや宗教を理由に食べられないものがある場合、また病気などについて心配なことがある場合は、保育施設の見学時・入所前の面談の時に相談しておきましょう。園で配慮できることは何か、家庭で気を付けた方が良いことはあるのか…など、把握しておくことができます。

なお、食物アレルギーがある場合は、医師の指示のもと園での対応を決定し、給食提供を行います。アレルギーの心配がある場合は、必ず医療機関を受診して医師の診断を受けましょう。

●ミルクや哺乳瓶に慣れておく

母乳育児の方は、ミルクや哺乳瓶に慣れておくようにしましょう。スムーズに保育園生活に慣れることができます。また、ミルクの種類や哺乳瓶の形状によっては、なかなか慣れないこともあります。そのため、保育の預かり時間を長くできない可能性もあります。入所が決まったら、保育施設で通常使用しているミルクや哺乳瓶を確認して、少しずつ慣らしていきましょう。

●離乳食や幼児食の食材試し

お子様が初めて食べる食材は、アレルギー事故防止のため、給食での提供前に必ず家庭でのお試しをお願いしています。給食では多種多様な食材を使用しますので、時期がきたら離乳食を開始し、さまざまな食材にチャレンジしておきましょう。

●慣らし保育（受け入れ保育）

保育施設での生活に、お子様が無理なく慣れていくため、保育時間を徐々に延ばしていく仕組みです。実施方法は、施設によって異なりますので、入所希望施設・入所する施設に確認しましょう。

●病気の時には

乳幼児期は抵抗力が弱く身体の機能が未熟であるため、感染症にかかることも多いです。体調が悪い時やいつもと違う時（家庭で薬を飲んできた等）には、保育施設や担任にも声をかけましょう。お子様の体調をより注意深く見守ることができます。

また、お子様が疲れていたり、体調が悪くなる兆候が見られたりしたら、休息を多めにとることを意識しましょう。

●お子様や保護者様の体調不良時などに備えて

入所後は、新しい環境・慣れない状況で、お子様や保護者自身も、体調を崩してしまうこともあるため、63ページ～「病児・病後児保育、緊急サポート事業」について調べておくとう安心です。

●生活リズムを整えよう

保育園生活に慣れるために、生活リズムを整えることが大切です。特に、早寝早起きの習慣を身につけることで、子どもたちが元気に一日を過ごせるようになります。

困ったこと・気になること等は、お気軽に保育施設にご相談ください。

【17】 保育の必要性の基準について補足説明と指数表

保育の必要性の基準について、お問合せの多い指数項目の補足説明です。

●保育の必要性の基準の指数表について

- ・ 「就労」については、休憩時間を含んだ契約上の就労時間によって決定されます。

例：雇用契約・就業規則等で定めている時間が

9：00～17：30（うち休憩1時間）の場合。

→就労時間は休憩時間含む8時間30分とし、基準指数は30点となります。

就労証明書上の就労時間記載欄は休憩時間を含めた時間の記載をお願いします。

●優先保育の基準の指数表について

- ・ 「5. 現に監護する保護者が1人の場合（30点）」については、申込を行う対象月1日時点での状況により該当するかが決まります。

例：令和7年度4月一次申込を行う世帯で、父が令和7年4月1日～令和8年3月31日まで単身赴任の場合。

→父の就労点はつかずに、優先保育の基準の指数表「5. 現に監護する親が1人の場合」の30点がつきます。

※ただし、就労証明書に単身赴任であることが明記されている場合に限る。

- ・ 「8. 入園希望月の末日の前日までに保護者の育児休業の期間が満了する子ども（1点）」と「9. 保育園等に入園することができなかったことを理由に保護者が育児休業を延長している子ども（1点）」については、保育所等の申込を行っており、育児休業が一度満了し、延長している場合でも、8と9の両方が加点されるわけではありません。

例：令和7年度4月一次の申込を行う方で、就労証明書上の育児休業記載欄に、令和7年4月10日に育児休業が一度満了し、最大延長可能時期は令和8年4月10日までと記載されている場合。

→令和7年度4月一次と二次の審査時は8の加点がつき、保育園に不承諾だった場合の5月以降の審査では9の加点に切り替わります（追加加点ではない）。

また、8または9の加点がついていて入所が決定した場合、入所月の末日までに育児休業を取得している会社に復職していただく必要があります。

- (3) 備考の3番に該当する方は、2歳児クラスまでの保育を行っている事業所内保育事業所に通っているお子様となります。3歳児クラス以降も事業所内保育事業所で継続して保育が可能な場合は、優先の対象となりません。また、優先の適用は2歳児クラス卒園年の4月申込のみとなります。

保育の必要性の基準の指数表

保育を必要とする事由及び細目				基準指数	
事由	細目			保護者 1	保護者 2
①就労	1 就労 (外勤・自営業) (内定を含む。)	週 5 日以上 の就労	日 8 時間以上の就労を常態としている場合	30	30
			日 7 時間以上 8 時間未満の就労を常態としている場合	29	29
			日 6 時間以上 7 時間未満の就労を常態としている場合	28	28
			日 5 時間以上 6 時間未満の就労を常態としている場合	27	27
			日 4 時間以上 5 時間未満の就労を常態としている場合	26	26
		週 4 日以上 週 5 日未満の 就労	日 8 時間以上の就労を常態としている場合	28	28
			日 7 時間以上 8 時間未満の就労を常態としている場合	27	27
			日 6 時間以上 7 時間未満の就労を常態としている場合	26	26
			日 5 時間以上 6 時間未満の就労を常態としている場合	25	25
			日 4 時間以上 5 時間未満の就労を常態としている場合	24	24
		週 3 日以上 週 4 日未満の 就労	日 8 時間以上の就労を常態としている場合	26	26
			日 7 時間以上 8 時間未満の就労を常態としている場合	25	25
			日 6 時間以上 7 時間未満の就労を常態としている場合	24	24
日 5 時間以上 6 時間未満の就労を常態としている場合			23	23	
日 4 時間以上 5 時間未満の就労を常態としている場合			22	22	
2 内職	月 12 日以上 の就労	日 4 時間以上の就労を常態としている場合	15	15	
②妊娠・出産	出産予定日の属する月が入園を希望する月（以下「入園希望月」という。）又は入園希望月の前 2 月若しくは後 2 月の場合			25	25
	出産予定日の属する月が入園希望月の 3 月以上後の場合			15	15
③疾病	入院	1 月以上の入院が必要な場合 ※入園希望月に入院予定も含む。		30	30
		精神性、感染性疾患、常時臥床により、3 月以上の加療を要し、保育が常時困難な場合		30	30
	居宅	1 月以上通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合		27	27
		上記以外の疾病等により、1 月以上の加療を要し、保育が困難な場合		22	22
④障がい	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級、療育手帳 A、A、B の交付を受けていて、保育が常時困難な場合			30	30
	身体障害者手帳 3 級、療育手帳 C の交付を受けていて、保育が困難な場合			26	26
	身体障害者手帳 4 級の交付を受けていて、保育が困難な場合			24	24
⑤親族等の介護又は看護	病人や障がい者・要介護・要支援状態にある者の親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、保育が困難な場合				
⑥災害復旧作業	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に関する作業に従事している場合				
⑦求職活動	求職活動を行っている場合（書類等により証明できる場合に限る。）			10	10
⑧就学又は技能取得	就職に必要な技能取得のために職業訓練校、専門学校、大学等に就学（内定を含む。）しているため、保育が困難な場合				

備考

- 基準指数は、子どもを現に監護している保護者 2 人（原則、父母とする。）の基準指数を合算したものである。現に監護する保護者が 1 人の場合については、条例第 5 条に規定する優先保育の基準に関する事項により、調整する。
- 事由①の細目の「就労」は、会社等に就職していること又は独立して自ら事業を営んでいること（以下「自営業」という。）を、「内職」は、居宅にて自営業以外で労働し、賃金を得ることをいう。
- 事由①に定める就労時間は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の法令の定めるところにより取得する休憩等の時間を含むものとする。
- 不規則勤務等により、事由①に定める細目によりがたい就労の場合は、事由①に定める細目 1 に準じて基準指数を決定する。
- 事由②及び③並びに次項の「入園希望月」は、保育所等の利用を開始しようとする月をいう。
- 保護者のうち、就労し、かつ、妊娠している母（出産予定日の属する月が入園希望月又は入園希望月の前 2 月若しくは後 2 月に該当する者に限る。）については、いずれか基準指数の高い事由により基準指数を決定する。
- 事由⑤、⑥及び⑧に該当する場合は、その事実の有無のみにより指数加算の有無を判断し、基準指数は事由①の細目 1 に準じて基準指数を決定する。

保育の必要性の基準の調整の指数表

番号	保育の必要性の基準の調整事項	調整指数
1	保育を必要とする子どもに保護者以外の18歳以上65歳未満の同居人がいる場合（当該保育を必要とする子どもの別表第2に定める保育を必要とする事由が求職活動の場合に限る。）	-1
2	保育を必要とする子どもに保護者以外の傷病又は障害を有する同居人がいる場合（書類等により証明できる場合に限る。）	1
3	保育所等の利用決定後に入園を辞退した場合（入園希望月の属する年度と、その次年度の利用調整（4月1次判定）に限り減点される。）	-2
4	保護者が滞納し、かつ督促を受けた保育料を支払っていない場合（解雇等により支払が困難になった等の特別な事情があると認める場合を除く。）	-10
5	入園希望月の1日までに転入予定の方で、転入先住所等が確認できる書類がない場合	-10

優先保育の基準の指数表

指数表①

番号	保育の優先事項	調整指数
1	前年度住民税非課税のひとり親家庭（離婚調停中の家庭を含み、別居のみの家庭を除く。以下同じ。）に属し、かつ、祖父母等（18歳以上の同居人で、保育を必要とする子どもの保護者及び兄弟姉妹以外の者をいう。以下同じ。）と同居していない保育を必要とする子ども。	8
2	前年度住民税非課税のひとり親家庭に属し、かつ、祖父母等と同居していない保育を必要とする子ども。	6
3	前年度住民税非課税のひとり親家庭に属し、かつ、祖父母等と同居している保育を必要とする子ども。	4
4	前年度住民税非課税のひとり親家庭に属し、かつ、祖父母等と同居している保育を必要とする子ども。	2
5	現に監護する保護者が1人の場合（他の保護者が単身赴任、別居等により保育を必要とする子どもを監護することができない場合を含む。）。 例：父が単身赴任の場合、世帯が同じではない父の就労の点数などが付かない代わりに、この項目の優先指数の30点が付く。	30
6	生活保護法の適用を受けている世帯で、かつ、保護者の就労により自立が見込まれる世帯（就労支援員、ケースワーカー等による就労支援を受けている世帯及び公共職業安定所に求職申し込みを行っている世帯を含む。）に属している保育を必要とする子ども。	2
7	生計を維持するために就労していた保護者が倒産・解雇による失業や傷病等により退職し、当該保護者又は他の保護者が速やかに就労することが必要な世帯（生活保護法の規定による生活補助を受けている世帯を除く。）に属している保育を必要とする子ども。	2
8	入園希望月の末日の前日までに保護者の育児休業の期間が満了する保育を必要とする子ども。	1
9	保育所等に入園することができなかったことを理由に保護者が育児休業を延長している保育を必要とする子ども。	1
10	入園希望月において、既に市内の認可保育施設に兄弟姉妹（事業所内保育事業所においては地域枠を利用する者に限り、認定こども園においては1号認定を受けて利用する者を含む。）が在園している保育を必要とする子ども。	1
11	入園申請締切時、未就学児（入所時に未就学児である者に限る。）の兄弟姉妹が1人以上いる保育を必要とする子ども。ただし、入園申請締切時までに対象となる兄弟姉妹がいることを申告した場合に限る。	1
12	現に市外の保育所等（1号認定を受けて利用する者を除く。）において日4時間以上かつ1月当たり12日以上の保育又は教育を受けている保育を必要とする子ども。	1
13	現に認可外保育施設（認証保育施設を含み、地域型保育事業所を除く。）又は一時保育室において日4時間以上かつ1月当たり12日以上の保育を受けており、在室証明書（みなみ・しらこ一時保育室を利用している場合は、不要。）を提出している0～2歳児の保育を必要とする子ども。ただし、保護者のいずれかが育児休業を取得している場合を除く。	2
14	現に認可外保育施設（地域型保育事業に移行する施設を除く。）において保育を受けている保育を必要とする子どものうち、年齢等により引き続き当該施設において保育を受けることができないもの。	2
15	保護者のいずれかが保育士資格を有し保育に従事するものとして市内の認可保育施設（一時保育事業を実施する施設を含む。）において1年以上継続して勤務（内定を含む。）する場合（保育を必要とする子どもが、既に市内の保育所等で保育を受けている場合を除く。）。	5

指数表②

番号	保育の優先事項
1	保護者から虐待を受けている又は受けたことがあり、和光市要保護児童対策地域協議会において情報の交換及び協議が行われ、市が虐待を受けた保育を必要とする子ども及びその保護者に対し保護その他必要な支援を行っている保育を必要とする子ども。
2	保護者の経済的又は身体的な事由により、保育を必要とする子ども及びその保護者に対し、母子保健相談事業による支援その他必要な支援を市が継続的に行っている保育を必要とする子ども。
3	身体障害者手帳の交付を受けている又は身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する4級以上の障害を有し、保育所等で保育を受けることができる状態にある保育を必要とする子ども。
4	療育手帳の交付を受けている又は埼玉県療育手帳制度要綱第3条第2項に規定するC以上の障害を有し、保育所等で保育を受けることができる状態にある保育を必要とする子ども。
5	医療的ケアを必要とし、和光市保育園設置及び管理条例（昭和55年条例第15号）別表に定める保育園で保育を受けることができる状態にある保育を必要とする子ども。
6	市内の地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）、市内の家庭保育室（地域型保育事業に移行する家庭保育室に限る。）又は和光駅前保育園により保育を受けており、当該保育の終了後に連携施設（連携施設が整備されていない場合は希望園）において保育を受けようとする保育を必要とする子ども。
7	上記以外の場合で、緊急に保育の必要があると市長が認める保育を必要とする子ども。

備考

- 優先保育の基準の指数は、指数表①の優先指数の合計とする。
- 指数表①のひとり親家庭とは、条例第5条第1号に規定するひとり親家庭をいう。
- 事業所内保育事業により保育を受けている子どもについては、地域枠の子どもは指数表②の6を、従業員枠の子どもは指数表①の13を適用する。

